

第九十一回国会 地方行政委員会 議 院 地方行政委員会 議 録 第十三号

昭和五十五年四月九日(水曜日)

午前十時七分開議

出席委員

委員長 塩谷 一夫君

理事 石川 要三君 理事 大石 千八君

理事 中村 弘海君 理事 松野 幸泰君

理事 小川 省吾君 理事 神沢 淨君

理事 小濱 新次君 理事 三谷 秀治君

理事 部谷 孝之君 理事 小澤 潔君

池田 淳君 理事 工藤 巖君

北口 博君 理事 丹羽 雄哉君

椎名 素夫君 理事 細谷 治嘉君

河野 正君 理事 安藤 巖君

吉井 光昭君 理事 田島 衛君

河村 勝君 委員外の出席者

委員外の出席者

(川西市長) 伊藤龍太郎君

(参 考 人) 井手 文雄君

(参 考 人) 北野 弘久君

(参 考 人) 高寄 昇三君

(参 考 人) 古川 卓萬君

(参 考 人) 岡田 純夫君

(参 考 人) 調査室長

委員の異動

四月九日

辞任

田島 衛君

同日

補欠選任

山口 敏夫君

補欠選任

同日

補欠選任

同日

同日

山口 敏夫君 田島 衛君

本日の会議に付した案件

地方交付税法の一部を改正する法律案(内閣提出第二八号)

○塩谷委員長 これより会議を開きます。

内閣提出に係る地方交付税法の一部を改正する法律案を議題といたします。

本日は、本案審査のため、参考人から意見を聴取することといたしております。

本日御出席を願っております参考人の方々は、川西市長伊藤龍太郎君、横浜国立大学名誉教授井手文雄君、日本大学教授北野弘久君、関西学院大学講師高寄昇三君、西南学院大学教授古川卓萬君、以上でございます。

この際、参考人の方々に一言ごあいさつ申し上げます。

本日は、御多用中のところ当委員会に御出席いただきまして、まことにありがとうございます。

ただきまして、まことにありがとうございます。

た。本案につきましても御意見を述べたいと存じます。

なお、議事の順序は、初めに参考人の方から御意見を約十五分程度お述べいただき、次に委員諸君からの質疑に対して御答弁をお願いいたしますと存じます。

それでは、まず、伊藤参考人をお願いいたします。

○伊藤参考人 ただいま御紹介をいただきました全国市長会税制調査委員会委員長をいたしております川西市長の伊藤龍太郎でございます。

衆議院地方行政委員会の諸先生方には、日ごろ地方行政の諸問題につきまして特段の御配慮、御尽力をいただいておりますことを厚くお礼を申し上げます。

申し上げます。

本日は、地方交付税法の一部を改正する法律案につきまして地方六団体を代表して意見を申し上げます。地方行政の第一線である地方財政に携わっております者の立場から若干の意見を申し上げます。

昭和五十五年の地方財政は、前年度の財源不足額四兆一千億に對し、幸い国税、地方税の自然増が大幅にあつたこと、地方交付税において昭和五十四年度の補正により六千九百九十七億円の繰り越しの措置が講ぜられたこと、さらに、歳出において公共事業の前年度並みの取り扱い等財政規模の圧縮によりまして、財源不足額は二兆五百五十億にまで減つたわけでありまして、この財源不足見込み額については、地方交付税の増一兆二百五十億、建設地方債の増一兆三百億をもちつて補てんする措置が講ぜられ、当面の地方自治体の財政運営に支障を来さないよう配慮された総額四十一兆六千四百二十六億円の地方財政計画が策定されているところであります。

これらの措置に伴う本改正法案につきましては、わが国におきま経済環境、国、地方を通ずる財政状況等を勘案いたしますとき、当面やむを得ない措置内容であると存じ、基本的には賛意を表するものであります。

思いますに地方財政は、昭和五十年以降毎年度巨額の財源不足を生じ、財源総量の絶対的不足が解決されないままの状態に今日に至っております。

また、その都度の地方財政対策は各年度とも当面それなりの措置がとられておりますが、いづれも借入金により収支の均衡が保たれるといういわば臨時応急的なものであり、そのため財政の構造的悪化を招いておりまして、財政基盤の確立が緊急の課題となつておるところであります。

たとえ例を本市にとりまして恐縮でございますが、財源対策策を含む地方債が累増し、その償還に要する公債費が増大しまして、昭和五十年年度決算では歳出中に占める構成比は六・五％であつたものが、前年度対比で昭和五十一年度では二・三・三％、昭和五十二年度では二・六・二％、昭和五十三年度では三・〇％と決算ベースで高い伸び率を示しております。

五十四年度では構成比は決算見込み九・五％に達する見込みでございます。

これは全地方自治体ともおおよそ同様な傾向にあると存じますが、加えて昭和五十六年度以降の地方財政を展望いたしますと、前に述べました本年度の財政状況のように果たして大幅な税の自然増が見込まれるか、歳出の圧縮にもおのずから限界があることからしまして、現行制度のまま推移するならば、地方財政の状況は一段と厳しくなることがうかがわれまして、その財源の確保に大きな不安感を抱くものであります。

今日、地方の時代といわれる状況下にあつて、こうした地方財政の状況を一刻も早く改善し、地方の自主、自立性を尊重する基本的な考え方から立ち、長期、安定的な財源を確保するための税財政制度の確立が強く望まれるものと考えます。

したがって、今後における問題点として御配慮を賜りたいきわめて多くの問題がございますが、幾つかの点にしばつて申し上げさせていただきます。

第一は、地方税源の拡充強化を図ることでございます。

国と地方の事務と財源の区分を明確にした上で本来、地方自治体はその行政運営に必要な経費を住民自身の負担する税によって賄うべきが本筋であると考へております。

しかしながら実情は、社会経済情勢の変化に伴い、地方財政、特に都市財政は、その財政需要の増大に反比例して歳入中に占める税収入の構成比は低下し、大部分の地方自

治体が地方交付税、地方債、国庫支出金に大きく依存する姿となっております。

全国市長会が毎年調査いたしております都市決算について見ますと、昭和三十五年度における入中に占める税の構成比は四七・八％であつたものが、昭和五十三年度においては三五・八％となつており、この間その構成比は実に一二％も低下いたしておりますわけでございます。もちろん最近における国、地方を通ずる財政状況を考慮すれば、ある程度この傾向はやむを得ないと存じますが、この際特に強調しておきたいのは、税の大幅な自然増が見込まれた昭和四十年代の高度成長経済下にあつても都市財政は税の構成比が四〇％以下と低下し

ていることでございまして、これは都市的財政需要に即応した税源の確保がなされていないことを示すものでありまして、現行の地方税制度に問題があるかと存じます。したがいまして今後、歳入の根幹をなす地方の独立税源、特に市町村税制の拡充強化につきまして御配慮を賜りたいと存じます。

第二は、ただいま申し上げました地方税源の拡充と関連することでございますが、地方交付税の総額の確保であります。

御案内のように地方交付税法第六条の第三項においては、引き続き地方財源の不足が生じた場合には、地方行財政制度の改正または交付税率の変更を行うものと規定されておりますが、昭和五十年年度以降毎年度二兆円を超える財源不足が生じておる最近における地方財政の状況は、まさに法改正を必要としている事態にあると存するのでございませう。したがいまして、前述の地方税源の確保とあわせて地方交付税制度について、交付税率の引き上げ、国税三税のほかに対象税目を拡大する等、安定的な交付税総額の確保を図るための抜本的な改正を早急にお願ひせざるを得ないのであります。さらに、地方の財政支出の実態に即した適確な財源を確保するため、基準財政需要額算定に当たっては、引き続き算定の強化を図られるように特に御配慮願ひたいと存じます。

なお、財源対策債につきましては、昭和五十五年度において六千百億円の縮減が図られました。が、これは本来、一般財源で措置すべきものを地方債に振りかえられているものでありますので、将来の財政負担を軽減し、財政構造の改善を図るために今後引き続き縮減に努力していただきたいと存じます。また、財源対策債の元利償還費につきましては、基準財政需要額に算入する措置が講ぜられておりますが、しかしこのことはその償還時において結局、地方交付税において負担することになるものでありまして、その意味において地方交付税総額の拡充措置が必要になると考えられます。

第三は、地方債の問題でありますが、生活関連施設を中心とする都市施設等の水準は依然として低く、立ちおくれている施設の緊急整備並びに地域の総合整備を図るためには、その財源として地方債の活用が必要でありますので、その所要額を確保するとともに将来の財政負担を軽減するため、良質な地方債資金の拡充を図りたいと存じます。

地方債資金については、昭和五十五年度においては地方債総額に占める政府資金の比率を若干高める措置が講ぜられ、また、その総額の六割に相当する額に至るまで利率が政府資金並みとなるように金利差について臨時地方特例交付金が交付税特別会計に繰り入れられ、さらに、政府資金を市町村に對し優先的に配分されるなどの配慮をいたさだてておりますが、繰越債につきましては、五次にわたる最近の公定歩合の引き上げにより金利が大幅に上昇し、地方財政に及ぼす影響が多大でありますので、引き続き政府資金の拡充を図るとともに、公営企業金融公庫の機能の充実に融資対象事業の拡大を図り、長期低利の資金を安定的に供給していただくよう御配慮をお願いいたします。

第四は、国庫補助金の問題でございます。政府は、昭和五十五年度の予算編成とも関連し、昨年十二月に「昭和五十五年以降の行政改

革計画の実施について」を閣議決定されておりますが、その一環として補助金等の整理合理化について、昭和五十五年度以降四年間にその件数の少なくとも四分の一を整理するものとし、整理合理化策定に当たつての基本的な考えを示されております。

國庫補助金等につきましては、地方自治体の自主的財政運営と財政の効率的運用等を図る見地から、地方六団体に置きましてもその改善合理化を要望しているところでありますので、その推進を図っていただきたいと思います。

ただ、この際御留意願いたいのは、補助金等の見直しに当たって従来とかく、補助金等を交付する国サイドの効率化という観点が先行するくらいがありますので、今後の整理合理化に当たりましては、補助金等の交付を受け、実際に事業を実施する地方自治体の意見を尊重して検討されるところとともに、補助金等を整理する場合に当たりましては、補助金だけをなくして事務を地方に残し、その負担を地方に課するようなことは絶対避けていただきたいし、その場合は所要財源を一般財源で完全に補てんするよう特にお願い申し上げます。

また、地方超過負担につきましては、諸先生方の御尽力により逐年解消措置が講ぜられておりますが、まだ不十分な点があります。この点につきましては、時間等の制約もあり詳細については申し上げませんが、すでに地方六団体において実態調査に基づく問題点と具体的な改善策を要望いたしておりますので、その線に沿って引き続き地方超過負担の完全解消を図られるよう御努力いただきます。

第五に、新産、工特地域、首都、近畿、中部圏地域及び産炭地域に対する財政措置であります。これが、これら地域に対しては現在、それぞれ個別法で補助率のかき上げ等財政上の特例措置が講ぜられておりますが、おおむね本年度末をもって期限切れと相なることになっております。これららの措置はいずれも、地域の振興と地方の総合的な

施策の推進に重要な役割りを果たしており、また、地方財政の厳しい実情からして財源の確保を図る見地からも、これら関連法案の期限延長をお願い申し上げます。

最後に、地方交付税法の一部を改正する法案は、冒頭に申し上げましたように、現時点における地方財政対策といたしましては適切妥当なものとして賛意を表しますので、速やかにこの法案が成立するよう何とぞよろしくお願い申し上げます。

このことはすでに御案内と存じますが、地方自治体の資金繰りとの深い関係がございまして、四月という月は地方自治体にとりましては、税の収納が少なく、反面支出がかさみ、資金繰り上非常に苦しいときでございます。私どもの川西市の例を再びとって恐縮でありますが、本年四月の資金不足額は約四億七千万円ともなっているのでございます。先般、本市におきましては、国の予算が成立すると同時に四月分の概算交付額をいただきましたが、本法案が成立しないと改正法に基づく四月概算交付額が二千九百三億円も未交付となるわけでございます。仮にこれを一時借入金によりますと、特にことしは最近の高い金利からしてその利子負担は苦しいものがありますので、これらの点も御考慮賜り、一日も早くこの法案を通していただくようお願い申し上げます。

以上、長々と申し上げましたが、何とぞよろしくお願い申し上げます、公述を終わらせていただきます。

○塩谷委員長　ありがとうございます。

○井手参考人 御紹介にあずかりました井手文雄でございます。本日は、地方交付税法の一部を改正する法律案につきまして私見を公述する機会をお与えくださいますので、まことにありがとうございます。

この五十五年度の地方財政の財源不足額は二兆五百五十億円、こういうふうになつております。その補てん措置といつましては、地方交付

税の増額、それと建設地方債、すなわち財源対策の増額、この二つをもって対応されておりました。地方交付税の増額は一兆二百五十億円でございます。この中身を申しますと、臨時地方特別交付金が千三百億円、それから交付税特別会計の借入れが八百五十億円、こういうふうな相になっております。建設地方債は一兆三百億円でございます。

この交付税特別会計の借入れ、これは八千九百五十億円でございますけれども、純増加額が七千四百五十億円でございます。その七千四百五十億円の二分の一の三千七百七億五千万円、この分を昭和六十一年度から七十年までの各年度におきまして、臨時地方特別交付金として国の一般会計から交付税特別会計へ繰り入れることに相なっております。つまりこの三千七百七億五千万円というものは将来、その償還を国が負担することと相なっております。それで、八千九百五十億円からこの三千七百七億五千万円を引きますと五千二百四十二億五千万円、これが将来における地方が負担する償還分ということに相なっております。それで、地方交付税の増額の一兆二百五十億円、このうちその五十一、半分以上でございますが、五十一に相当する五千二百四十二億五千万円、これが、地方債によって財源不足を補てんしたことに同じことになるわけでございます。つまり、その償還は地方が後代において負担するわけでございますので、地域住民の負担ということに相なります。

ですから、これは財源不足対策といたしまして地方交付税が増額された、ということは地域住民から見ますと、何かその地域の借金が増えなくて、借金ではない税金に当たる自主財源としての交付税がふえたのだというふうな一種の安心感があると思われけれども、実際は地方債がそれだけふえて将来の地域住民にそのツケが回る、そういうことになります。ですから、地域住民は自主財源が一兆二百五十億円ふえたと思われてその住民のニーズをふやす、そういう傾向にある。借金

金がふえなかった、交付税がふえた、樂觀ムードが出るという傾向がございますし、また、地域の首長もそれに応じてやういう住民ニーズの拡大に対応するという可能性もござります。

次に、建設地方債の増額が一兆三百億円でございます。これに先ほどの交付税特別会計の地方の負担分五千二百四十二億五千万円を足しますと一兆五千五百四十二億五千万円、これは財源不足額二兆五百五十億円の約七五・三％に当たるわけでございまして、財源不足二兆五百五十億円は借金によるものと同じで、後代の国民や地域住民にその償還のツケを回す、そういう性質のものである、こういうふうな思われます。

また、国家財政について申しますと、三千七百七億五千万円が国の負担する償還になりますので、これはいわばこれだけ国債が増加したものと同じような効果を持つものでござります。臨時地方特別交付金は、全体といたしまして三千七百九十五億円増加いたしますが、その内訳を申しますと、一つは、地方の財源不足対策のためのいま申しました千三百億円、それからもう一つは、五十年から五十二年までの間に交付税特別会計が行いました借入金金の償還額の国の負担分等でございます。これが千三百八十九億円と相なっております。それから三番目が、五十一年から五十五年までの間に地方債の発行による地方負担を軽減するための措置分、利率を資金運用部からの借り入れ並みに低くするための措置でございます。これが千六百六億円、うち、五十五年分は十一億円と相なっております。

この臨時地方特別交付金三千七百九十五億円のの中身の中で、二番目の五十年から五十二年までの間に交付税特別会計が行った借入金金の償還額の国の負担等千三百八十九億円、これを見ますと、先ほど申しましたように、交付税特別会計が借り入れた分のうち国が将来その償還を負担すべきものとされておったもので、後代の国民にその負担のツケが回るといことがここに明らかにしております。五十五年の三千七百九十五億円の臨時

地方特別交付金の中にはいま申しましたように、五十年から五十二年までの間の特別会計の借入金の中で国が償還を約束したその分の千三百八十九億円が含まれておることでございます。

ですから、このように交付税特別会計借入れ方式によるということは、見たところ国及び地方の国債及び地方債の増額を回避したことになりまして、実際は全くやういう国債及び地方債が発行されたのと同じであって、それが将来の国民及び住民の負担ということになる、そういうツケを国民及び住民に回す性質のものである、こういうふうな存じます。

先ほど申しましたように地方交付税法第六條の三の第二項には、引き続き財源不足額に法定の地方交付税額が不足するときは、これは地方の制度の改正が交付税率の改正、つまりこの場合は引き上げというやうなことを行わなければならないという規定がござりますが、これも先ほど御指摘にありましたように、現在はそのやうな条件が満たされておるわけでござります。五十年補正から五十五年まで、ほとんど二兆円を超える財源不足額が数年にわたって続いておりますのでございまして、引き続き多額の財源不足額が出ております。

五十五年の財源不足額が二兆五百五十億円でありまして、五十四年度は四兆一千億、つまり二兆四百五十億円だけ財源不足額が縮減されたというところでございすけれども、これをもち地方財政が好転したと、こういうやうな樂觀は必ずしもできないわけでござります。この二兆五百五十億円という財源不足額は、税制改正による増収見込み額と、それから、五十四年度補正予算による地方交付税の増額分の一部を五十五年へ繰り越し措置をいたしました額を算入した後の財源不足額でございますので、そういう事情を勘案しますと、五十五年の財源不足額が五十四年度に比べて二兆四百五十億円大幅に縮減されたとは必ずしも言えませんし、それからまた、今後のわが

国の経済の動向、不況の深化、そういうやうな見込みを考えますと、これからの地方財政の好転は必ずしも樂觀はできない、こういうことになっております。こういうことを考えますと、やはり先ほどの地方交付税法の規定に従いまして交付税率の引き上げがあるいは制度の改革が必要である、こういうことに相なるかと存じます。

それで、こういうやうな状況を踏まえていろいろな対応策を考えてみますと、一つは、交付税特別会計借入れをやめまして国債及び地方債を増発する、つまり、こういう借入れをやらなければ当然、国の場合においては国債、地方の場合においては地方債を増発せざるを得ないわけですから、国債においては三千七百七億五千万円、地方債は五千二百四十二億五千万円、つまり、財源不足額八千九百五十億円というものが結局、国及び地方において借金の増加ということで対応されなければならない、まともに行くところいうことにならざる。

これはいかに国家財政及び地方財政が非常に状況が悪くなるように思われますけれども、実際はまさにそういうことでござりますので、先ほど申しましたように、交付税特別会計で借入れ入れましたも結局は、実際は国債及び地方債の増発になることであつて、後代の国民及び地域住民の負担にツケが回るわけですから、それを回らないやうなかつこうにしておくから住民ニーズの過大化というやうなことも出てくる、つまり国民及び地域住民の公共財に対するニーズというものが甘えが出てくるわけですね。これで本当は借金がふえなければならぬのだということををはっきりした方が、もっと事態の深刻さというものを国民、住民に知らせることによって反省を促すということになる。むしろ荒療治でござりますけれども、国債及び地方債の増発に任せてしまふ、これが経費の節減、そういうものを徹底化する一つの踏み台になると思われまふ。そういうことが一つアイデアとして考えられるわけでござります。

五十五年の対応策は、先ほど申しましたやう

に地方交付税特別会計の借り入れでござい
ます。これは地方交付税法の先ほどの条文と照らし
てみますと、必ずしもうまく合致している
かどうかというところに多少の疑問がござい
ます。政府筋ではこういう措置を制度の改正が行われた
というふうに解釈されておりますが、確かに昭和
六十一年度から七十年間にかけまして八千九百五
十億円の借入金償還計画が、「臨時地方交付
金」及び「差引地方負担分」というものが列記さ
れておりまして、そういう計画が示されてお
りまして、これが地方交付税法に明記されてお
るという事でございまして、これをもちつて制度の改
正が行われた、こういう解釈でございまして、あ
るいはそういう解釈が成り立つかも知れませ
んけれども、それはやはりこの六十一年度から七
十年度にかけてのいわば数年間にわたる臨時的な措
置でございまして、本格的な制度の改正とい
うことについては多少の疑義があるのではな
かろうか、こういうふうに思っています。五十
年度以来こういういわば臨時措置を繰り返して今日に至
った、こういうふうに思っております。それで、先ほど
のように思いついて国債及び地方債の増発に依
存する、つまりそれをやるならば、結局は交付
税の税率、現在の三二%の税率を引き上げ
るという事で制度の改革ということになると思
います。

第一に、税源の国と地方との間の配分状
況をよく言われておりますように改善いたし
まして、国から地方への税源の移譲とい
うことが一つ考えられます。大多数の地方
自治体が交付税の交付団体となつてお
りまして、これは交付税が少なくないとい
うよりもむしろ多過ぎるという逆説的な
考え方もできるわけです。つまり、地方税
が少なからず交付税でカバーせざるを得
なくなる、大部分が交付税でカバーされて
しまふ。ですから、地方自治体に十分な
税源を供給するということが必要である。
そのためには、国と地方との間の税源の
再配分が必要である。しかし、それだけ
ではやはり地域間の調整ということも必
要でござい

すので、もちろん交付税制度というものは存続を
しなくてはならないと思ひます。ただ、国の財政も苦しいわけ
でございます。国と地方とを合わせました税金全体、つまり
国の大きなものをそのままにしておきまして中身を
国と地方とで分ける、その配分の仕方を変える、
国から地方へ税源を移譲するということでは問題
は済まないと思ひます。国の財政も御承知
のように非常に苦しいわけなんです。ですから結
局、これは増税ということ。われわれは安易に増
税を肯定するわけではございせんし、増税とい
う問題はきわめて慎重でなければならんと思
ひます。またよく言われておりますようにその前には、租
税制度の徹底的な公平化ということを図るという
ことが前提であります。さらにはまた、国と地
方との財政の徹底的な効率化、圧縮、こういうこ
とが必要だと思ひます。

地方交付税法で先ほど申しましたように規定さ
れておる制度の改革というものは、まさにいまや
国と地方における行政改革などの徹底的な遂行に
よりまして、思い切った財政の効率化と縮減を
図るということに通ずるのではないかと思ひます。
それをやって税制の公平化を図る、これが大
前提でございまして、その上で私はやはり
増税というものは必要じゃないかと思ひます。
増税をしないで、そして国と地方との間の配
分を変えるだけでは問題は解決はしない。

では、その増税はどうするかというところが問題
でございまして。一般消費税の問題もござい
ます。その他いろいろ問題はございまして、むずかしい
問題だけれども、国民も覚悟しなければならぬと思
ひます。増税を避けては通れないというふ
うに私は率直にここで申し上げます。その方法
は慎重に考えなければならんと思ひます。その前に、繰
り返しますけれども、徹底的な行政改革などによ
る制度の改革による経費の縮減、圧縮、これをや
らなければいかぬ。それから、税制の公平化はな
かなかむずかしいのですが、これはやはり思
ひ切つてやらなければいかぬ。その上でやはり増税

は必要だ。そういうことをいま地方財政と国家財
政の困難化を前にしてやらなければいかぬわけ
です。かけ声ばかりですけれども、一向進んでない
わけですね。そういうことを私はここにぜひとも
申し上げたいというふうに存じております。交付
税の三二%、これはそういうふうにして、どのよ
うに増税が行われ、どのように国と地方の税源が
強化されるかということの兼ね合いで、この三
二%をどうするかということになるかと思ひま
す。

それから基準財政需要額の算定方法につきま
しては、いろいろとお骨折りのご意見をいただきま
して、単位費用、補正係数等について改善がなされま
して、まことに結構だと存じます。その中で、投資的経
費について格別の御配慮をいただいております。こ
の点についてちょっと私見を申し上げます。投資
的経費は必要でございまして、国家財政と
地方財政がこういうふうに苦しいというところ、再
建を急がなければならぬということがまず第一
の緊急課題であると思ひます。その投資的経費は
望ましいかも知れぬけれども、やはりその拡大
については節度を要するのではなからうか。そう
いう反省がひとつ行われなければならぬと思ひ
ます。

大蔵省が提出されました五十五年度ベースの財
政収支試算あるいは自治省がおつくりになりました
地方財政収支試算を拝見いたしますと、これは
必ずしも正確な財政計画とは申しませんが、今後
の成り行きということでございまして、今後
も、非常に楽観を許さないとあるわけ
です。それに、やはり大蔵省がおつくりになりまし
た国債整理基金の資金繰りに関する仮定計算、あ
るいはまた、国債の償還高あるいは国債残高及び
利払い費に関する仮定計算、こういう二つの仮定
計算を合わせてみますと、国家財政は大変なこと
です。一応五十九年度で赤字国債をやめてしま
つて六十年度は、現在三十数%の国債依存度を十
数%に引き下げるといふようなことになつて

おりますけれども、その後の状況を見ますと、国
債は毎年毎年増発されていくのです。減らない
のです。増発されていく。国債残高がどんどんふ
えていく、したがって国債利払い費もふえてい
く、したがって国債費というものがどんどんふ
えていく、国家財政支出に占める比率がどんど
ん上がっていく、こういう状況になっております。
これでは財政再建はとてつとめ及びがつかないわけ
です。

それからまた、地方財政収支試算を見ましても
大体同じようなことが言えるわけですね。建設地
方債がどんどんふえていくのです。これはなぜ
そういうことになるかと言ふと、大体地方財政収
支試算ももともとは、新経済社会七カ年計画とタイ
アップしてきていたわけでありまして、御承知の
ようにあの七カ年計画は、昭和五十四年度から六
十年度までに公共投資二百四十兆円、五十三年度
価格で二百四十兆円の公共投資を行う、そうして
社会資本ストックをその間に倍増するといふ、こ
れが一つの中心テーマになっておるわけござい
まして、それとタイアップしてそういう経済計画
を国家財政及び地方財政の場において引き受け
ようというところ。そうすると、国家財政にお
いて公共投資はどんどんふえていくのです。つまり四
条債はどんどんふえていくのです。そうするとま
たそれと対応して、地方自治体がやらねばなら
ない公共事業もどんどんふえていく、建設地方債
もふえていくということになるわけですね。

ですから、私思ひますに、ああいう経済計画
は非常に重要でありますけれども、昔は経済計画
の策定がまず先行しておつて、そしてそれを受け
て、国家財政及び地方財政がそれぞれの持ち場
においてそれを実現するための財政運営をやつて
いく、こういうことになっておつたかと思ひます。
けれども、今日のように国も地方も財政再建とい
ふものが非常に重要である、何をしておいても緊急課題
であるということをおつちやつておるわけござ
いまして、もし本当にそうであるならば、そうい
う経済計画、そういう財政再建を困難にするよう

な経済計画の策定については大蔵省や自治省がクレームをつけるべきである。財政の論理を経済計画の論理に貫徹させる必要があると思うのです。

ああいう二百四十兆円を短期間に行つて、社会資本のストックを増加する、結構なんだけれども、しかし、そういうことを財政の場において引き受けていくという、国債及び地方債はほとんどふえていく。じつところ御提出の、先ほど申しましたようないろいろな資料を見ますと非常に不安ですね。たつた六十年度までならば、国も地方も何か再建のことがつくりやうになつておりますけれども、その後とんどん公債がふえていって、再建どころの騒ぎではない。ですからこれからは、この新経済社会七カ年計画は一月にちよつと手直しが行われましたけれども、今後本格的な見直しが行われる、新しい七カ年計画の策定にならうかと思ひますけれども、そのときにはぜひひとつ大蔵省及び自治省が財政の場から、財政再建を可能ならしめるような経済計画の策定に大きな発言をしていただきたい、こういうふうに考えざるを得ません。そういう根本的な仕組みを変えないと、いかに技術的にこういうような財源不足対策をやつても、根本的には解決しないというところでございます。

それともう一つは、言いにくいことですが、やはり国家及び自治体において大反省をしていただいて、財政の徹底的な圧縮を行う。これは地方交付税法の制度の改革ということだと思ふのです。と同時に、国民もそれにこたえて、やはりここは増税ということ、何でもかんでも増税反対だということはいけなわけであつて、われわれもまた企業も家計も、それに応ずるということには必要だと思ふのです。国民がそういう覚悟をすれば、政府側もそれに対応して誠実に財政の効率化、税制の公平化に御尽力いただきたい、こういうふうに住じております。

よろしくひとつお願い申し上げます。
○塩谷委員長 ありがとうございます。

次に、北野参考人をお願いいたします。
○北野参考人 ただいま御紹介いただきました日本大学の北野であります。

大体四つのことをこの機会に申し上げたいと思ひます。地方交付税制度を中心とした基本的な問題につきまして、主として制度論の観点から四つのことを申し上げたいと思ひます。

第一であります、地方交付税の総額は昭和四十一年度以来、御承知のように原則として国税三税の三二%ということになっております。今回の地方交付税法の改正におきましてもこのことが前提にされております。そしてこのことを前提にした上で、昭和五十五年度の地方交付税の総額を増加させるための幾つかの特別の措置がとられていくわけでありまして、私としては、地方の時代というものが強調されております今日の段階におきまして、一段と地方の財政を充実させる必要があると思ひます。当面国と地方との現行の税源配分制度を前提にした場合には、この際、最低四〇%まで交付税率を引き上げるといふ方向で御検討いただきたいと思ひます。

第二番目の問題であります、第三者的な地方財政委員会等の機関を設けて、今日の段階にふさわしい地方交付税制度の具体的な、しかも実体的な運用基準を確定するといふことをこの際考へるべきであらうと思ひます。現行の基準が必ずしも実態に合致していないわけでありまして、少しでもその運用基準を合理化する、民主化するというところにすべきであります。

さらに私としては、各自自治体に対する具体的な交付税額を決定する手続におきましても、この際、合理化すべきであると考えております。それは憲法の観点から申しますと、憲法三十一條の適正手続、デュープロセスの考え方を地方交付税制度の展開におきましても生かすのでありまして、交付税の決定過程におきましてもそういう趣旨を生かすといふことであります。具体的に申しますと、当該自治体の関係者であるとか住民の代表等に参加させましてそういう協議会をつく

りまして、その協議会におきまして具体的な交付税額を決定する、何々市は幾らであるかといふことをきちんとそういうオープンな協議会を決定するといふ、そういう公開の協議会制度をこの際、制度化すべきであらうと考えております。こういうものを制度化するだけで、地方交付税の運用が現在よりも少なくとも合理化されると考えます。

なお、大都市におきましてはその性質上、本来国がやるべき仕事を自治体が自分たちの負担でやっている場合が少なくないのであります。その業務の性質上当然国の事務である、そういうものを、たまたまその場で発生した仕事であるといふことで自治体が行つておられる場合がござい

ます。このような場合の仕事のための支出というのは、実はこれは理論的には特別地方交付税でカバーできない性質のものでありまして、もちろん、特別地方交付税の範囲内でカバーできるものであればそれによって措置すべきであると思ひますけれども、理論的には本来そうではないと考えますので、この際、特別地方交付税制度とは別に、国からそういったための支出に備える財政資金交付制度といふものを設ける、そういうものによって措置していくべきであらうと考えております。東京都などは特にそういった本来国の仕事を自治体が自分たちの負担でやっておる、その場合の支出は国が当然負担すべきものでありまして、国からそういったものを財政資金として特別に交付すべきであらうと考えております。

第三の問題として、地方交付税制度を展望するに当たりまして、先ほど井手参考人もちよつと触れられましたが、一般消費税問題というものを慎重に検討すべきであると考えております。一般消費税といふのはさまざまなデメリットを持つております。物価上昇であるとかあるいは逆進的な負担になるとかといふさまざまなデメリットを持つておりまして、一般大衆国民の生活を危機に陥れる悪税でありますけれども、このことは別としましても、地方自治という観点から見

ましても幾つかのさまざまなデメリットをもたらすのであります。

その一つとして、国税としてともかく国が一般消費税を徴収する、そうしまして、その上で一部を地方自治体に還元する、そういう仕組み自体が実は財政の集権化をもたらすといふことが言えると思ひます。

二つ目として、地方自治体も一般消費税込みで財貨であるとかサービスを購入しなければならぬ。それだけ地方自治体の財政を圧迫するのであります。

三番目に、一般消費税導入下の物価高の状況にありましては、地方自治体の超過負担といふものが一段と強まるということが予想されるのであります。

四番目に、一般消費税を導入いたしますと、国家財政における所得税、法人税、酒税の国税三税の占める割合は今後相対的に低下することになります。そうしますと、現在の地方交付税制度を前提にした場合には、地方交付税収入といふものが相対的に低下するといふことになってくるのであります。一般消費税も国税三税に加えて地方交付税の対象にすることも制度としては考へることができると思ひますけれども、その際には、一般消費税の一部を、政府の税調の言葉で申しますと地方消費税という言葉を使つておりますけれども、地方消費税として地方自治体に還元するといふ従来の政府筋の考え方との調整が問題になってきます。

しかし、この問題は別にしましても、一般消費税を地方交付税の対象にするといふことにいたしましたとしても、大事な問題は、その前提段階においてすでに述べたように、一般消費税導入によりまして国民的な規模におきまして、中小零細企業であるとか一般大衆の生活が危機に陥れる、そういうことになりまして、したがって、目先の上で地方自治体若千の財政収入増をもたらしまして、その前提におきまして国民の生活、経済が破壊される、そういう誤りをもたらすことになる点

を注意すべきだろうと思ひます。要するに、具体的な目先のメリットに目を奪われてしまつてはいけないといふことを申し上げたいと思ひます。

五番目として、現在地方税である個別消費税、たとえば料飲税等でありましたが、それも遅かれ早かれ国税である一般消費税に統合吸収されるということになります。それだけ自治体の独立財源というものがさらに少なくなるということが予想されるのであります。

六番目として、一般消費税の導入によりまして税務行政の場におきまして、現在すでに事実において存在します三税協力体制、そういったものがさらに拡大強化されていきまして、地方自治体職員の下諸機関の構造が一段と強まるということが予想されるのであります。

いづれにしても、一般消費税問題というのは、地方財政、地方自治の観点からとりましても非常に大きな問題をもたらすのでありまして、私としてはこの問題について慎重に考えるべきであると思つております。政府は昭和五十五年度の導入をとりあえず断念いたしました、参議院選挙後におきまして形を変えて一般消費税問題が再浮上することが予想されております。私としては、地方財政の観点から、一般消費税及びその変形でありまして、一般消費税の導入を何としても阻止する方向で財政の再建を考えるべきであらうと思つております。本委員会におきまして、一般消費税等の新税の導入を阻止する方向で財政再建の具体的な方策を検討していただきたいと思います。

第四の問題として、地方の時代という問題が最近提起されておりますけれども、これは八〇年代を展望するに当たりまして非常に大きな示唆を与えるものであります。この問題提起の真の意味が表面的にはなく正しく理解される必要があると思ひます。

わが国を含むアメリカであるとかそういった先進国におきましては、いまや新しい意味での地方分権というものを確立することが最大の課題に

なつております。その地域の特殊性に適合しました文化的な環境を創造していく、そうしなければ人々の豊かな生存というものは確保できなくなつてきているのであります。地方の時代というものは、まさにそういった先進国におけるこのような現代の新人権危機を深刻に受けとめまして提起された新しい問題提起であります。私もこのような問題提起の今日の緊迫性を正當に理解する必要があると思ひます。

こういった観点から行政財政制度のあり方、このような地方の時代の要請にこたえるためのものとして抜本的に改められる必要があると思ひます。そのためには、国と地方との行政事務の配分のあり方について根本的に見直しをする必要があります。もちろんすでに言われておりますように、機関委任事務はすべて廃止するという方向で検討する必要があります。

次に、財政の問題として税源配分のあり方そのものをこの際、八〇年代の地方の時代にふさわしい形で、従来の行きがかりを捨てまして根本的に改める必要があると思ひます。国と地方との税源配分の構造を従来とは逆の方向で、私としてははつきり申しますと、まず国税、地方税すべての税金を基礎的な地方自治体であるところの市町村において徴収する。現在ほとんど国がまず取つておりますけれども、そうではなくてまず市町村において税金を取らせる。そういうことを前提にした上で逆に、市町村から府県へ、府県から国へ税収の一部を移譲していく、そういう基本的な姿勢に立つてわが国の税財政制度の基本的な仕組みをこの際考えることが必要なのではないか。

少なくとも理念的な方向としてはそういう方向に立つて、現段階で可能な税財政制度の基本的仕組みを再編する、そういう方向でよほどの覚悟を決めてやる必要があると私は考えております。

この点、非常に小さな問題のように見えますけれども、私はかねてから言つておるのですが、国の行政機構でありますところの税務署という役所がございまして、この税務署という役所の名称自

体が、明治憲法下の中央集権的な構造のあらわれだと考えております。これは不当表示でありまして、地方の自治体の税務機構、税務職員が存在する。抹殺した名称でありますので、この辺から改める必要があると思ひます。税務署という名称は、国税、特に内国税しか扱つておらない役所でありまして、それにふさわしい方向で改正する、国税署であるとか内国税署、そういう方向で改めることからまずこの問題に着手すべきだろうと思ひます。非常に小さな問題に見えますけれども大事な問題でありまして、わが国の税財政制度の根本にある基本的な哲学といふか理念といふものが明治以来、私に言わせると基本的に変つていないのではないかと、この辺から変える必要があるのではないかと考えているのであります。そういうことの一環として、地方交付税制度のあり方もこの際、考えるべき時期に来たおるといふことを申し上げたいと思ひます。

そのほかにも、国庫支出金制度を抜本的に合理化する、少なくとも廃止しないしは縮小の方向で考えていくべきであるとか、あるいは国と地方の不公平税制の是正を行うとか、あるいは起債制度であるとか法定外普通税制度等の許可制を廃止しましてこの際届け出制にするとかいふ、さまざまの改正が必要になつてくると思ひます。

さらに、私としてはあと若干の時間をいただきまして一言だけ申し上げたいと思ひますが、国と地方の財政再建のためにも、あるいは国と地方の財政の民主化のためにもこの際、国等の行政につきまして、アメリカにおいて発達しておりますような納税者の訴訟と申しますか、納税者に公金等の徴収あるいは使ひ道の両方の問題につきまして監視させるという、そういう法的手段をこの際導入すべきであらうと思ひます。現在、地方自治法には住民訴訟という制度がございまして、あるいは住民監査請求という制度がございしますが、それを国等のレベルにおいても制度化する、つまり、納税者検査請求、納税者訴訟の制度を導入しまして、納税者に国等の公金の徴収及び

使ひ道につきまして監視させる法的手段を保障する、そこまではしなければわが国の財政の再建、財政の民主化はできないのではないかと。このことは、実は、単に国だけの問題ではないのでありまして、地方財政の再建、合理化を考える場合におきましても不可欠な条件にならうと思ひております。

以上で、私の陳述を終わります。

○塩谷委員長 ありがとうございます。

次に、高寄参考人をお願いいたします。

○高寄参考人 御紹介いただきました関西学院の高寄でございます。

交付税制度の改正とそのあり方について私見を申し上げます。

地方財政が五十年の景気の後退によりまして非常に税収の減退の結果、財政運営がピンチに立つたわけでありまして、そのときに、やはり地方財政そのもので固有の財源を見出すとか経営の効率化によって財源を圧縮するといふことは、現実的には不可能でございます。非常に大きな額になつたわけで、その際、地方交付税の特例措置がありまして地方団体というものが、いわゆる三十年当時の財政破綻と同じような状態に陥ることがなかつたといふことは非常に幸福であつたと思ひます。しかし、このような地方交付税の特例措置といふものが果たして地方交付税法六条の三の二項の制度の改正に該当するかどうかといふことは、私はきわめて疑問に思つておるわけでありまして、実質的な効果におきましては、これは交付税率の引き上げに十分匹敵するだけの財源を国の財政から地方財政全体としてとつてきたと思ひます。しかし、このとつてきたという現実の問題は、制度の改正に該当するかどうかといふ地方財政のルール化とか秩序化の問題から見ますと、全く別問題とも言えるわけですね。

一応権力解釈では、第六条の三の二項の「著しく異なる」といふ財源不足は、一割といふことが通説になつております。御存じのように、このたびの五十年來からの一兆円とか四兆円とかに及ぶ

さらに、建設公債の基準財政需要額の算入のテンポと起債の償還のテンポの食い違い、算入のテンポの方が早いということでございます。そういうことは一見地方団体にとっては財政が裕福になったという錯覚をもたらすということです。このような国の財政との非常に技術的な妥協を重ねていくことは、トータルにおいて確かに地方財政

の不足を埋めるものでありますけれども、その間の接的な影響、効果を考えると、やはり再検討すべき実態ではないかと思ひます。

翻つて、交付税制度全般を見ておりますと、交付税の大きな機能の一つとして財源保障機能があるわけでございますけれども、この財源保障機能は、四十一年度以降交付税率の引き上げがストップしてありますので、結局、財源保障機能の低下は否定できないと私は思ひます。

それから、あと一つの大きな機能は財源調整機能でございますけれども、この財源調整機能というのは、地方団体の中にも富裕団体があり、かつ、貧困団体があるという状態のもとで調整機能

が行われるわけでございますけれども、現在のよう
に府県では東京都一つ、市町村ではわずか五十
六ということですから、交付税でもって財源調整
をするということは実際に不可能なような状態
でございまして、少なくとも三分の一以上の地
方団体が不交付団体でなければ、財源調整機能
は発揮できないのではないかと私は思います。

さらに、もっと重要なことは、交付税の基
準財需要が非常に低く抑えられている結果、た

ば財政力指数が一・〇一とか一・一とかいうような非常にすれすれの人口急増市にありましては、ほとんど交付税の恩典をこうむらない、どちらかといいますと交付税制度があるゆえに人口の変動のない地域よりむしろ財政が苦しいというような、調整機能の逆調整が行われているのではないか。このような点は、東京都についても同じようなことが言えるのではないかと思います。これは地方財政全般が昭和三十年代、郡部の自治体を整済するという点において基本的に立てられてい

るものでありますけれども、五十年代の地方財政の実態を見ておきますと、府県ベースでも、人口の集中したところにおいてむしろ財政悪化が著しいということですから、交付税のみでなく全般的に組み直す必要があるということでございます。

交付税につきましてあと一つ重要な問題は、補助金と比べてその配付の基準についての議論がきわめて少ないということでございます。交付税というものは、総額が決まりまして、Aの市が得をすればBの市が損をするということでありまして、挙げて中央政府にその配分の基準を任せているということでありまして、これから地方交付税が地方財政の中においてきわめて重要な地位を占めることを考えた場合、交付税が補助金化しつつあるような状態では、交付税の配付基準、いわゆる行政項目とか単位費用とかそのようなところについて、改めて議論をする必要があるのではないかと思います。

その一つの具体例と申しますれば、最近文化とかスポーツとかの行政がきわめて盛んでありますけれども、交付税においての算入率は依然としてきわめて少ない。それから、港湾とか道路におきましてはきわめて算入率が高いですけれども、清掃とか公園行政においてはきわめて算入率というものは少ない。こういうことは、国家経済全般が開発型から生活型になっても、依然として交付税だけがそのような開発志向性を持っているということ。これはしかし、A市にとつてはあくまでいい制度であってもB市にはいい制度であるというふうな状態ですけれども、可能な限り地方交付税も、全般的な社会のニーズに合致するように改正されるべきものではないかと思ひます。交付税そのものが国の専属の財源ではなしにむしろ地方の共有財源であると考えれば、やはり地方六団体と中央政府とによって交付税のあり方を改めて再検討する委員会というふうなものが必要ではないかと思ひます。

地方財政全般につきましては、その他意見もあ

りますけれども、現在、地方財政というものが交付税で息をつけないでいるということです。新しい財源というものの、税源というものをなかなか見出せないような状況である。一方、減量経営というもの、地方財政に叫ばれているわけでありまして、もちろん、地方財政というものが市民とか国の批判にこたえるだけの十分な財政運営をしていないと私は思ひます。そういうことですから、思い切つて民間の経営方式を導入して、民間委託とか住民委託とか人件費の効率化をもたらしということには必要であります。しかし、減量経営そのもので地方財政が好転するとは私は思ひません。やはり国と地方とを含めた根本的な改正が必要である。

それは具体的にどういうことか。基本的な視点としては、従来は国と地方の財源の奪い合いといふことに非常に力点を置いておりましたけれども、むしろ地方団体のサービスに伴う費用負担といふことの観点から洗い直すべきであると私は思ひます。そういう場合に、具体例を一つ、二つ、非常に奇抜かどうかわかりませんが、一つは、市町村道路財源がわずかに三割を切っているのに、国道とか府県道の整備がほぼ八割とか九割に達しているのは、きわめて不公平ではないかといふこと。それから、三十万以上の市に事業所税といふのがありますけれども、あれは収益の上がる企業に課税しているというのではなしに、そういう都心に立地しておることによつてもたらされるサービスに対しての応益負担であります。そういうことで、国とか府県とか非営利法人も含めて負担すべきだと私は思ひます。

そのようにむしろ、国と地方というふうな視点もありませんけれども、そういうサービスの費用負担をどうするか、これはもちろん、保育所とか地下鉄とかそういう料金問題も含めなければならず、そういうサービスの費用負担といふこと、それから、効率的な財政の執行方法があるかといふこと、そういう面に至らなければいかないと思ひます。それから、現在の地方財政といふものをいかに効率的に運用するかとかそういうことについて

は、中央統制というのに非常に傾斜しているといふことです。むしろ市民統制とか自己統制というウエイトが非常に薄いといふことです。もちろん中央統制は必要であると思ひますけれども、私は中央統制といふのはあくまで基本的、骨幹的な統制であつて、一つ一つの統制とか非常にきめ細かな統制はできないと思ひます。それは今日、地方団体の支出に對し住民の監査請求が非常に大きな件数で上がつてきているといふことです。そのように地方財政のコントロールを市民の側で監視するといふような視点から、財務の公開制とか住民投票制といふのを導入しない限り、国と地方の財源の奪い合いでは地方財政は私は回復しないと思ひます。

一応こういうことで終わります。

○塩谷委員長 ありがとうございます。

次に、古川参考人をお願いいたします。

○古川参考人 西南学院大学の古川でございます。

時間の制限がございますので、四点ほど問題をしばりまして意見を申し上げたいと思ひますが、交付税制度の現状をどのように評価をするか、これは当然今年度の措置の評価にもかかつてまいわけですが、附則八条の三が五十三年度につくられて、これによつて一応、地方財源不足対策は形の上で傷がなくなつたかのような解釈が行われておるわけでありまして、これは従来、交付税法六条の三についての解釈としてとられてきました、不足財源が引き続き著しく異なるというこの解釈は、なお生じておるといふふうに考えるわけでありまして、したがつて、毎年度財源不足対策は附則八条の三にかかわらず、論議されるべきであつたのではないかと、いふふうに考えるわけですが、今年度の場合、不足財源が二兆円を若干超しておりますが、これは本来の普通交付税額に對し

ましてはすでに三割を上回る不足額ということになりますので、当然著しくということになりますし、五十五年度以降財源不足が予測されておるといふ状態がございまして、当然、六条の三の解釈に従ひまして五十五年度対策においても、その面での交付税対策、財源不足対策が論じられるべきであるといふふうに考えます。

財源不足額がゼロになるという資料は、形式的には地方財政収支試算によつて一応出されておるといふふうになるかもしれませんが、これは全く実現可能性がないものでありまして、そこにはすでに租税負担率の二六・五％への引き上げといふこの数字だけがそれを支えておるわけでありまして、ところが、現実には五十三年度実績で、これは年度変更分を除きますと対国民所得比一九・九％でありまして、五十四年、五十五年が大体二一・〇％といふふうな現在の見込みであります。仮に二一・〇％といふ数字は正しいとしても、あと五％以上の引き上げを予定しなければこの数字は実現の保証がないわけでありまして、

試みに、今年度の税収見込みの内訳を見ますと、自然増収二兆百八十八億、これに對して税制改正分千六百八十八億といふふうになっておりまして、税制改正の進行が現実的に困難であるかといふことは、この数字を見ても容易に理解できるわけでありまして、租税負担率が五・五％を上回るような引き上げを行うといふことは、通常の時期にやつた国もなければ、理論の上でもそのやうな状況のもとでは、租税負担率は安定するといふのが財政学の基礎的な知識でありまして、そのもとで実現可能性の非常に乏しい数字をもとに、財源不足がやがて解消するであろうといふふうに言うことはできないわけでありまして、したがつて、この財源不足問題といふのはこの委員会において毎年度、どのような措置をとるか、そういう審議が続かなければならぬものだといふふうに私は考えます。

それから次に、財源不足額の算定方法についてであります。これは法七条による地方財政計画

をもつて財源不足額の算定を行うということになつておるわけですが、すでにこれまでにいろいろ指摘されてきたように、財源不足額をはじく方式としては地財計画にはあいまが残つておるわけであり、これはすでに自治省の關係者からもいろいろ文獻で指摘されておりましたが、要するに、超過負担なき場合の財源不足額をはじく資料であるというふうに私は解釈してあります。ところが、現実の地方団体の財政運営を考えますと、たとえば社会福祉關係での人件費補助の低さということはもうすでに指摘されておりますし、実態調査を行ひまして需要額と所要一般財源を比較いたしますと、社会福祉關係費、それから教育費、その他の行政費、総務費ですね、このところが大幅な過小算定になつてくるわけです。ですから、超過負担問題を抜きにしては實際上意味のある財源不足額ははじけない。

ところが、この問題を無視するところに地方財政計画というのは成り立つておるわけですから、それをもとに財源不足額が幾らだというふうに決まつていく現在の状況は、地方団体側から言へばかなりの疑問を残しておるのではないかと、いうふうに私は思います。収入額の残り二五％があるという考え方もございしますが、これは一応単独分の財源というふうな判断をいたすとして、これを結局超過負担が食ひ込んでバランスが合うというところになるわけですから、今後単独分あるいは人的サービスに關係するところの行政需要財源、こういうものが含まれていないという状態がさらに進行して、地方団体にとっては非常に大きな制限、制約条件になるというふうに考えるわけです。

では、この地財計画をどのように変えることができるかという、これはいろいろな技術的な問題もありまして、私も現在解答は持つていないわけですが、最低限、算出を行うところの基礎数値と計算手続を公開すべきであるというふうに思ひます。それによつて、地方団体側もそれをチェックいたしましたして、そこから妥協できる方式という

ものを行つていくべきではないか。ベースとしては、現在まで続けてきた方式を一挙に変更するということは非常にむづかしいと思ひますが、そのような方式には実現の可能性があるのではないかと考えるわけです。なお、その間において、財源不足額の算出表という性格でありましたら、府県分と市町村分とを別個に表示をするということも当然、要求されてまいらうというふうに思ひます。

いずれにしても、この財源不足問題を中心としたしまして、財政事情が悪いからということでは財政調整はいかにあるべきかという基本的な論議が、この四、五年非常にかすんできたような印象を受けるわけで、やはりこの点については絶えず本格的な審議が必要であるというふうに考えます。

それから、財源不足対策の内容の問題点であります。半分償還のルールというものが一応でき上がつておるわけですが、これは財政調整制度として筋が通つておるのかどうかという点であります。つまり、出されております理屈というのは、国、地方が大体税収が半分だ、これが理屈らしき理屈であります。これほど財政調整制度として見た場合論理性を欠くものはないのではないかと、額的には場合によつて不足を残すにしても筋道として、このような臨時的、緊急的な財源不足であれば、それについてどこまで国が見るのか、あるいは残りの幾らを地方が見ればいいのかという論議は当然行ひべきでありまして、おおよそ半分だから半々で持つてやうというものは、決して財政調整制度としてはあり得ない措置ではないかというふうに考えます。

それから、財源対策債の問題については、もうすでに高橋先生の方からお触れになりましたので、ここで詳しくは申し上げませんが、この解決が非常に緊急を要する、そういう状況にあることは重ねて申し上げておきたいと思ひます。そこで、私はこの財源不足対策について、一年度の措置によつてきれいな姿に返すということとは

今日の状況まで進みますと不可能ではないか。五十五年度の財源不足額は形の上では非常に圧縮されておりますけれども、これは五十四年度の繰り越しその他の操作によつてそこまで圧縮したわけでありまして、五十五年度、これは年度進行によつて、スタグフレーションの影響その他がどのような形で地方団体に影響を与えるかによつて違ひますが、恐らくかなりの追加財源が必要だといふ状況になつてくるのではないかと。そうすると財源不足額としては、現行のはじき方をしまして三兆円を超えるものが残つておるといふことになるのではないかと。

これが残つたままいつていいんだということでは、財政調整制度として非常に困るといふふうに考えるわけですから、そこで、さしあたってどの程度まで財源不足額が消せるか、これは私どもには数字がございせんのでそこまで申し上げられませんが、私は投資的経費に關してメスを入れるべきである。基準財政需要額の投資的経費についてメスを入れるべきであり、事業費補正、投資補正、これについてははばゼロになるまで削るべきではないかというふうに考えるわけです。つまりこの措置は、国の大規模な公共事業計画を地方に連動するための措置であつて、今日、三兆円を超える財源不足を抱えながら、そのような誘導措置がそのまま手つかずに残る、あるいは場合によつては、今年度のごとき場合には復活していくというところは、私は非常に好ましいことではないかというふうに考えます。

地方財政対策としては当然、地方団体の側においても財政運営の効率化、こういうものを進めていくことが他方で要求されてまいらうと思ひます。地方財務制度の改革というものは、その場合に当然要求される条件であらうというふうに考えます。そして、その中で連結決算制度などが提起されておるが、これも重要な指摘であると思ひますが、私は今日の地方団体においてかなり大がかりな決算操作を行つて表面を取りつくろつておるといふう、このシステムをひとつ縛つていくべきではないかというふうに考えるわけです。

いかにいうふうに考えるわけですが、そのねらいが連結決算制度の中にもあると思ひますが、普通会計の会計制度自体がいわゆる実質収支で押さえるという全くの大福帳でございまして、これでは財政運営の効率化あるいはサービスと負担との対応關係の明確化というふうなことはできないのではないかと、というのが私の意見であります。したがつて将来は、二重予算制度を導入をして、經常勘定は地方団体がみずからの責任で必ずバランスをとつていく、投資關係については資本勘定で行つていく、それについて政府資金が大量に入るといふような方向に進んでいかなければ、地方財政全体としては安定を期し得ないのではないかと、というのが私の結論でございます。

わが国の地方財政制度の根本というのは一つは、予算補助というふうな制度によつて国の財源の許す限りで補助するという、このシステムが一本通つておるといふこと。それに交付税制度が引きずられておるといふこと。それに事業費補正等のような過大な算定を行うようなケースもありまして、けれども、經常的な経費、先ほど申しました社会福祉關係費のようなこのような経費に關しては、低い補助率に合わせた低い需要額の算出しが行つていない。つまり、予算補助制度、補助金の弊害がそのまま地方交付税制度を貫徹するという形になつておるといふふうに考えるわけですから、その点に財政危機をきつかけましてメスを入れていくということが、財政危機対策の地方団体サイドから見れば最も正しい対応の姿ではないかというふうに思ひます。

ですから私は、財源不足額が残るような形で予算措置をする、本来ここまで持つべきだけれども、財政事情からここまでしか持つてない、そういう形にせひしていただきたい。そのことを通して問題は合理的な解決が進むのではないかと、あるいは、財政危機対策に対して本當の意味で効果のある手が考えられてくるのではないかと、いふふうに考えます。いずれにしろ現状では、財政危機解決に向けての見通しというものは、効果のある手段

を来すわけです。公債費あるいは国債費の比重が非常に高くなるわけです。これは先ほど申しましたような大蔵省が提出されました二つの仮定計算、国債整理基金に関する仮定計算及びもう一つつ、国債の償還額、国債の残高、利払い費に関する仮定計算、そういうものをつぶさに見ますと、後代にわたって国債費が非常に増加してくるわけです。地方財政も、地方財政収支試算を拝見いたしますと同じようなことが言えるわけです。それは根本的な改革が行われていないからそうなんです。毎年毎年同じようなことを今後も続けていくということは、ますます国家財政及び地方財政を硬直化させていく。国債費のウェートを高めていく。そうしてそのことは、財政の再建ということにはならないわけでありますからして、いつかは思い切ってそういう見せかけの健全化、借金依存というような方法を本来は断ち切らなければならぬ、こういうふうに思います。そういう点から言っても、現在のやり方を制度の改正である、こういうように無理な解釈をするよりも、そうではないのだ、もっと基本的な制度の改革をすべきであるということではなければならない、こういうふうには私は存じております。

○高寄参考人 交付税の現在の特例措置が制度の改正に当たると言うのは非常にむずかしいのではないかということは、一つは、交付税の特例措置というのをずっとさかのぼって見ておきますと、昭和三十年にたばこ専売特別地方配付金というのが特例措置で華がっておる。それから三十一年、三十五年、三十七年とずっと五十年まで毎年のように行われておりますけれども、大体百億とか多くても三百億とか、総額でも一千億以下でございます。ところが、五十年からは一兆円を超えるような特例措置が行われているということですよ。こういう特例措置というのはあくまで従来の経過から見ましても、数字で言えば一千億以下の過不足の微調整を国と地方の財政で行うことでありまして、このような巨額の貸し借り勘定とか財源移転を行うということは、こういう特例措置の

まり、地方自治制度自身がまさに現代的な最もすぐれた人権条項であるという発想で考えておられますので、そういうことを考えた上で財政の仕組みを考えるべきじゃないか。

いきなり全部市町村でやるということはむずかしいと思いますけれども、市町村というのは最近では相当自立してきております。しかし、何となくとも人々と密着した基礎的な自治体でありますので、町の角のたばこ屋さんのおかみさんの顔が目に見えるという、そういう密着したところでフェアに、公正に行政を行ってもらう。その一環として税金も取ってもらって、地方によっては富裕な団体とそうでない団体がありますので、一定の基準で取ったものを余るところは県へ、さらに国へ持つていくという形で、国はむしろ地方からいただくという形で、そういう発想で考えるべきじゃないかという一つの方向づけを申し上げたわけですから、これはあくまで法律学の観点からの理念でありまして、そういう方向に立つた上で、現段階でどこまで可能であるかということをお検討願いたいという趣旨で申し上げました。

それから財政資金交付制度というのは、現行制度を前提にした場合におきまして、たとえば東京都などは外国からお客さんが国賓として来るという場合、その場合の護衛の警察官というのは東京都の警察官が当たるわけでありまして、あるいは、交通が非常に渋滞してそういう人のためにいろいろな万全の措置を都でやらなければいけないという費用は、自治体の本来の費用ではなくて国のお客さんの費用でありますから、こういうものは地方交付税制度の枠を越えるのではないかと私は考えておりますので、こういうものを国は当然の義務として負担するという、そのための特別立法というものを制度化しておく必要があるのではないかと、こういうことを申し上げたのであります。

○小川(省)委員 古川先生にお尋ねをいたします。時間が参るようですから簡単に結構です。人は言うわけでありましてけれども、現状のよう

な不交付団体が都道府県で一つ、あるいは市町村で五十幾つかというような状態で、すでに地方交付税制度は耐用年数が終わったのではないかと、こういう意見があります。この辺で新たな制度を改正すべきではないかというような意見があるようでありまして、この点についていかがお考えですか。

○古川参考人 地方交付税制度、不交付団体の状況はまさに御指摘のとおりであって、地方団体三千三百のうちわずかに六十足らずの不交付団体というところで、財政調整が指し示しております本来の姿から非常に外れてきたというふうには考えております。ただ、それを解決していく方法としては、地方税源の充実を図ることと一応の見通しを立てることはできるのではなからうかというのが私の解釈でありまして、これは制度のすげかえというふうなことが非常にうまくできるかどうかという問題も含まれておりますので、たとえばイギリスであるとかそういうふうに需要額に余り踏み込まない、租税収入の面だけの調整を行うというふうな方法もあるわけですから、今日まで続けてきた財政調整制度に特に市町村の場合には完全に乗っかる形で動いてきておるわけですから、ここで大きく普通交付税の配分が変化するような改正を行うということは無用の混雑を招くことになるのではないかと、それをやらなくとも交付税制度の再建というのは可能ではないかというふうに考えるわけですから。

○小川(省)委員 時間ですから、終わります。

○塩谷委員長 次に、小濱新次君。

○小濱委員 市長さんやまた各先生方には、御出席をいただきまして厚く御礼を申し上げます。次第でございます。

まず、横浜国大の井手先生に最初にお尋ねをしてみたい、こう思います。

先生のお話の中で、税源の再配分の必要性を言われておられます。どういう形で行くのがよいのでしょうか、こういう機会でございますので、これはもう率直にひとつ具体的にお示しをいただ

ければ幸いです、こう思います。

先生にも一つ一つの御質問は、交付税の拡充強化に対するお考えでございます。先ほどいろいろ伺いました、これもぜひお聞かせをいただきたい、こう思いますので、以上の二点についてお願いいたします。

○井手参考人 お答えいたします。

最初に、税源の再配分でございますが、これは先ほど申し上げましたように、国と地方団体との間の税源の再配分が必要であるということでございますが、ただ、現在の状況におきましては、単に税源の再配分だけでは国と地方とを通ずる税金に税源の再配分だけでは通ずる税金として不足しておる状況におきましては問題の解決にはならない。ですから、その前に増税ということが一つ考えられるということを申し上げたわけでございます。ただ、増税と申しますと誤解を招くかも知れませんが、その増税の内容等につきましましては、いま問題の外にございまして、これを差し控えますけれども、とにかく、そういうことを前提といたしまして、国と地方との間の税源の再配分は必要であるというふうに存じます。

現在、交付税を受けておる地方団体というものがほとんど大部分でございまして、都道府県では東京都だけでございまして、市町村では三千何百のうち、先ほど申されましたように五、六十でございまして、あとは全部交付団体になっておる、こういうことでございまして、ほとんどすべての地方自治体が交付税を受けておるというところは、交付税が少な過ぎるというよりも、地方自治体の自主的財源であるところの地方税が少な過ぎるというふうに思われるわけなんです。これがもう、ほとんど大部分のものが交付税に頼らざるを得ないということになるわけなんです。ですから、地方自治体に対して税源を強化しなくてはならないというところは、現状から見ますと、国税及び地方税合計した金額のうちの大体三〇％ぐらいが地方税収入であり、七〇％ぐらいが国税収入ということになっておって、しかし結局、交

付金、譲与税あるいは各種補助金、国庫負担金等々が国から地方へ支出されますので、結果的に税金を支出するのは、国の方が三〇％で地方の方が逆に七〇％であるという逆の形になっておるわけですから、ですから、こういう関係を断ち切らないで、初めから地方が自主的に徴税する形にしたい、地方が、こういう点から言いますと、国から地方への、あるいは、国と地方との間の税源の再配分ということが非常に必要だろうと思えます。

ただ、そうはいいまして、お尋ねのように実際にどういうようにしたいかという、具体的にどういう税金をどうしたいかということになりますと、これは非常に重要な問題で、またむずかしい問題であります。

所得税というのがございまして、それからまた住民税というのがございまして、個人住民税。まあこの個人住民税というものは、単なる所得税じゃないんだ、地域共同体の会費であるという解釈が強く行われておりますので、所得税と個人住民税とを一緒くたに論ずるということには御批判もあらうとは思いますが、考えてみれば、個人所得を課税標準としたして国が取るか地方が取るかというところでございまして、理論的には同じような税金である。ですから、そういう個人所得課税、現実には国の所得税、あるいは、地方の個人住民税、つまり府県住民税及び市町村住民税、この個人所得課税というものが一つ浮かび上がってくるのでございまして、この個人所得課税を中心として国から地方への再配分をするということが一つ浮かび上がってまいります。

それからまた、もう少し細かく申しますと、法人所得課税というものがございまして、国の場合においては法人税というものがございまして、あるいはまた、府県においては法人に対する事業税というふうなものがございまして、それからまた、府県と市町村におきましては法人住民税というふうなものもそれぞれございまして、いずれもこれは結局法人所得課税になるわけですから、法人税割と

いうのも結局、究極は法人所得を課税対象にして
おる。この法人所得課税の再配分も非常に必要
なわけですね。

ある地点、地域におきまして、ある市町村ある
いはある府県におきまして、その地域から取り上
げられる法人所得課税というものをみますと、い
ま突然でございまして、ちょっとあれですけれど
も、国税として国のふところに入ってくるのが、
もしこの数値が間違っておれば御訂正をお願い
いたしますが、六十何%ぐらいでございすかね、
それから府県のおとこに入ってくるのがたとえ
ば二十何%ぐらい、それで結局市町村は一〇%ぐ
らいになりますかね、とにかく、圧倒的に国が
取るのです。その次は府県が取るのです。一番お
こぼれをわずかにもらうのが市町村段階である。
それが市町村の財政を非常に苦しめておること
になるのでありまして、これも大きく変えていく
必要があるのではなからうかということが考えら
れます。

そういうように国と地方との間において、いま
これだけのことを申しましたけれども、なお具体
的にどういうような税源をどうしたいかとい
うことは、いろいろの学者によっていろいろの説
が出ておりまして、必ずしも現時点に
おいてこうだという定説はないと思うのです。要
するに一番大きいのは、所得税、住民税と一緒に
した個人所得課税というものを踏まえまして、そ
れを中心にしてこの再配分をやるといことが一
つございす。

それから二番目の御質問は、交付税の拡充強化
ということでございます。初めに龍井のようでご
ざいますけれども、交付税が確かに足りないわけ
です、しかしまた考えようによりまして、交付
税が足りないのじゃなくて、足りないのは先ほど
申しましたように地方税が足りない。地方税が足
りないから交付税で補っている。ほとんど大部分
の地方自治体が交付税で食っているというこ
なるわけですね。大阪であろうと横浜であろうと
富裕団体をも含めまして、東京都を除くほとんど

全部の地方自治体が交付税で食っているというこ
とは、ある意味においては、交付税が多過ぎる、
逆を言えば地方の税金が少な過ぎる。ですから、
交付税を拡充強化する、東京都にも交付税をやれ
ばいいじゃないかということではなくて、交付税
を拡充強化する前に、地方自治体の自主財源の最
大なものである地方税制度の強化拡充をまずしな
ければならない。それが先なんです。それを留守
にしておいて交付税の拡充強化というのは、本末
転倒ではなからうかと私は思っております。

しかし、それでは交付税はそのままでもいいかと
いうとそうじゃない。いかに地方税を強化いたし
まして地方自治体は、富裕団体もあれば貧困団
体もありましてそれぞれ事情が違っておりますの
で、そういう地方団体間の財政調整はやはり必要
でございます。そのときに交付税制度、地方財政
調整制度というものはぜひとも必要なんです。幾
ら地方の税源を強化いたしても、貧困団体に
おいてはナショナルミニマムを実現することはで
きないわけですね。だから貧困団体は、交付税に
よってナショナルミニマムを実現していかなけれ
ばならないし、富裕団体は、できるだけ自主財源
であるところの税金でやっていかなければならな
い。それでもなお足りないときは交付税でいく。
富裕団体は地方税で、貧困団体は交付税という
形に持っていくわけですね。

いまは税源の配分がアンバランスで国の方に多
いのです。ですから、富裕団体も交付税で食って
いるわけですね。つまり、そういう地方税制になっ
ておるから、自分のところの潜在的な税収能力を
現実の課税によって税収にすることができずにい
るのです。そのところを税制改正によって、富
裕団体はそれなりの税金をもっと上げるようにし
ていく。貧困な地方団体は、幾ら税制改正をやっ
たって、もともと貧困ですから収入はふえない。
それは交付金で行う。自前でやっているとこは
自前であるべくやれるようにするのが、国と地方
の間の税源の再配分の一つのポイントでありま
す。

ですから、現在よりも不交付団体をできるだけ
多くするわけですね。そして交付団体は比較的貧困
団体でいかなければならぬということですね。で
すから、単純に交付税を拡充強化しろということだ
とちょっと誤解を招くわけですね。そういうふう
な手を打った上で、しかもなおかつ、ナショナル
ミニマムを実現できないような地方団体に十分な
財源を与えるような交付税制度を確立しなければ
ならない。

そういう意味において、交付税制度の合理化と
いいますか、三二%を引き上げるのは、現在の税
源の配分状態を前提とすれば足りないわけですか
ら、四〇%にあるいはすべきであらうと思うので
す。しかし、そういう税源の再配分をすればある
いは三〇%でもいいかも知れない、そのときの状
況によって交付税率も変わってくると思うので
す。三二%を四〇%にするというのは現実を踏ま
えての議論なんですね。現実を変えなければいけ
ない。しかも交付税制度は必要だ。そういう新し
い交付税制度における交付税率は幾らかというこ
とは、そのときの状況を踏まえて何%にするかと
いうことになるかと思ひます。

それからまた、拡充強化と申しますか、現時点
におきましては所得税、法人税、酒税収入額の三
二%に相当する金額が交付税の財源になっており
ますが、税率もさることながら、三税の一定割合
ということがいいかどうかということも問題です
ね。所得税と法人税はその収入の所得弾性値が非
常に高いわけですから、景気のいいときには金額
がふえる、景気が悪くなると金銭が減
る。ですから、好況期になってインフレの心配が
あるときに、地方自治体も緊縮予算を組まなけれ
ばならないときには交付金額が非常にふえてしま
うから、つい放漫予算を組むということになって
インフレを激化することになるし、不景気時にお
いては、交付金額が非常に減るわけですから、地
方自治体の予算はますます収縮せざるを得ない。
これはやることもやれないということと同時に、
景気をますます悪くするという反景気政策的な性

質を現在の仕組みは持っておるわけですね。
ですから、収入が非常に不安定なんですから、
それを安定化するためには、国税全体の一定割合
というふうに変えるか、あるいは国税プラス国が
発行する建設国債、第四条債の発行額を加える
か。これは国が建設工事を行えば地方の公共土木
事業もふえるわけでありまして、国が積極的に
公共事業を行えば行ほど地方財政は苦しくなる
わけですね。そのためには、国税プラス建設国債
発行額の一定割合ということになれば、その国債
発行額の一定割合は地方へ行くわけでありまして、
地方の公共投資の財源になる。そういうようなこ
とも一つ、交付税制度の拡充強化といひますか合
理化について考えられるわけでありまして。

それから、先ほどどなたかがちょっとお話しに
なされたかも知れませんが、交付税の交付
率をある程度高くして、好況期におきましては交
付金額が非常にふえて、それを全額地方に渡せば
さつき言ったようにインフレを刺激することにも
なりますから、景気調整基金をつくりまして、そ
ういうときには一定の剰余金額を繰り込んでお
く、そして、不況期において交付金額が非常に少
なくなつて地方財政が苦しいときにはそれを取り
崩していく。そういうことで、地方財政の運営を
合理化すると同時に、景気調整にも役立たせると
いう景気調整基金の制度を設ける。ただし、だ
れがそれを操作するかということになると問題で
ございす。調整基金の運営の責任者は、やはり
大蔵省でなしに、自治省が主体性を持つとか、ある
いは、地方自治体の委員会が何かそういうところ
で、地方の側に立った、地方の自主性においてそ
ういう調整基金を運営する。そういうことも一つ
考えられるのではなからうかと存じます。いろい
ろございすけれども、一応この辺で……

○小沢委員 大変に貴重な御意見をありがたうご
ざいました。
私は次に、高橋先生に御質問をしたいと思いま
すが、先生のお話の中で、三分の一以上の不交付
団体がなければ交付税の財政調整機能は果たせな

ます財政の必要な上昇に對しましては算定基準がまだ低いではないか、こういう感じを持つてゐるわけでございます。そういう意味におきましての算定の強化をわれわれは唱えておるわけでございます。

以上でございます。

○安藤委員 どうもありがとうございます。

次に、北野先生にお伺いしたいと思います。これまたいろいろ貴重な新しい御意見もお伺いいたしまして、感謝しておるところなんです。最初に、地方交付税の税率三三%を四〇%にすべきだとおっしゃっておられたのですが、いろいろ国の財政難云々というお話もよく出ておりまして、三三%を四〇%にすることについてはなかなかむずかしいのではないかと議論もあるわけなんです。これはいまもお話がありましたけれども、税の新設ということもなくて四〇%に引き上げることが可能なかどうか、あるいはそうではなくて、税金を新設した上で話なのかどうかという点についてお伺いしたいと思います。それが一点です。

それからもう一つは、地方財政委員会と協議会のお話を伺いたしたのですが、大体わからぬでもないのですが、地方財政委員会と協議会の違いは一体どういうところにあるのか。それから、いろいろ地方制度調査会等々で議論をしておるのですが、地方財政の確立の問題については、たとえば大蔵省サイドからの財政問題を中心にしたいろいろの問題が出てきてなかなかばかしくないので、そうなりますと、地方財政委員会というのは相当權威があつて、大蔵省もその結論には従わざるを得ぬのだというふうなものでなければならぬのではないかと気がするのですが、その辺のところはどのようにお考えになっておられるのかという事です。

もう一つは、起債のお話がなかったのですが、現在これは御承知のように、政府の許可制度になつておるわけです。この許可制度を引き続き続けるのが妥当なのか、これは取り払つてしまふべ

きなのかということ、先生は法律の専門家でもあられるものですから、その辺の視点からお伺いできればと思います。

それから、地方財政の問題については、再建、民主化のお話がございます。納税者の監督あるいは監視制度というのがあるけれども、国の関係ではないじゃないかという御指摘がございます。私も全部知っているわけではございませんが、たとえば会計検査院というのもあるわけですが、けれども、そういうものではまだ十分ではないのだという御意見かとも思われるのですが、その辺の構想はどういうふうにお考えおられるのかをお尋ねしたいと思います。

〔委員長退席、中村（弘）委員長代理着席〕

○北野参考人 お答えします。

非常にたくさん問題がありますので、簡単にお答えできるものから順番に申し上げていきます。

まず第三番目の起債の問題からお答えします。私は起債の問題につきましては、現行法の解釈論の新しい構成の問題と立法論の問題と両方に分けて議論をしておるのですが、解釈論としましては現状打開は可能であると考えております。

というのは、財政権は本来、立法権でありますので、自治大臣の許可を受けることになりまして、行政権が財政の問題について許可を与えらるゝということになります。行政権が財政権の行使を行うというふうになります。しかも起債というのは、

は、財源配分の問題は結局は、合法性コントロール、リーガルなコントロールに親しまないものである、客観的な法規範のもとで厳格な縛束を行う、そういうことができない性質のものでありますので、現在の許可制度の規定は、もし合憲的に解釈するならば単なる訓示規定である。自治体は許可制度の規定を無視しても、地方議会の予算の議決によって適法有効に起債はできる。法的には一々自治大臣の許可を受けなくても、地方議会の予算手続によって適法有効に起債が可能

である、そういう法律論を展開しております。

これは一番大きな前提は、憲法には本来、自治体に固有の財政権を与えておるのだ、そういう自治体財政権の法理の一環として、現行法の地方自治法二百五十条の規定を合憲的に解釈した場合に、そういう解釈論も可能になってくるのだ、そういう議論を展開しております。財源配分の問題は本来、合法性コントロールに親しまない、法の規制に親しまない性質のものである、こういう幾つかの論点を前提にしてそういう議論を展開しております。

立法論としましては御指摘のように、許可制をやめまして届け出制にする。地方議会はすでに戦後二十数年間の経験を持つておりますものですが、何といつても住民の代表機関でありますので、法的な議論としましては、その議会が本年においては起債が必要である、そういうことを決定するだけで法的なコントロールとしては十分でありまして、それを国全体の観点から一応国は知っておくということも必要でありますので、報告させるという報告制だけでいいと思つております。地方自治法その他の法律では大枠だけ決定する、どういう場合に起債ができるかという起債条件であるとか、適債事業などの要件だけを決定するだけでよろしいのであります。一々個別的な許可をやるといふことは必要ではない、そういうふうな考えをしておりますので、立法論的には届け出制ないしは報告制で足りる、こういうふうな考えております。

それから一番最後の四の問題であります。これは現在、会計検査院制度があるのですが、私が言つていますのはアメリカのタックスペイヤーシュート、あれはもっぱら主観訴訟として法律学的には訴訟の性格は考えられておるのですが、日本的な風土では客観訴訟としてタックスペイヤーという地位に基づいて、広く納税者、主権者である国民が国の行政のあり方についてコントロールを加えることを保障する、最終的には裁判という形でそれを保障する、そういうことを考えている

のですが、こういう制度は現在ございません。

いきなり裁判に持つていくわけにいきませんので、国の行政の面で取るべき税金を取つていないのじゃないか。たとえば田中元総理大臣の税金を国税庁は十分取つていないのじゃないか、あるいは、ロッキード事件の関係者について十分国税庁は税務調査をしていないんじゃないか、そういう疑問がタックスペイヤーとしてあつた場合には、そのことをまず会計検査院に訴えます。会計検査院に対して検査請求として訴えまして、それで会計検査院の判断があつた上で、その判断におお不服がある場合には、裁判所にそれについて一定の差しとめなりあるいは一定の請求を行う、訴訟の形でそれを行うというタックスペイヤーシュートですね。これはタックスペイヤーという地位に基づいて税金の徴収面で裁判所の判断を仰ぐというものであります。

それから税金の使い道の問題につきましても、どうも憲法に違反する税金の使い方をしているのじゃないか、あるいは国の法律に違反するような税金の使い方をしているのじゃないか、あるいはむだ遣いしているのじゃないか、空出張しているのじゃないか、そういう疑いを納税者が持つた場合には、広く会計検査院及び裁判所に訴えを起すことができる。検査院の方は検査請求という形で行われまして、裁判所の方は訴えという形で起すべきであるという、これは現行制度にございませんで、現在のさまざまな行政救済制度ではカバーできない新しい救済方式でありまして、こういういたたものを制度化しておくだけで官庁のむだ遣い等が、あるいは国税庁などの税務行政機構のあり方などが引き締まつてくると思つたので、こういったものをこの際制度化すべきであらう、そういう趣旨であります。

それから一の問題であります。四〇%に上げるべきだというのは、現行の税源配分制度を前提にした場合に、毎年特例措置という形で交付税の総額を上げるという、先ほどから出ておりますような特例という形で実際的には恒常的なこ

たことをやるのでしたら、この際、四〇%というレベルまで上げるべきじゃないか、こういうことではあります。その場合私としては、新税の導入は必要ではないと考えておるのでございまして、一般消費税その他その変形であるいかなる新税の導入も必要ではない。増税は必要であります、それは学問的に考えられますところの不公平な税制を是正するという形で増税をすれば、十分足りるというふうに考えております。もちろん、歳入の合理化であるとか、その他いろいろな面でも考えるべき問題はありますし、自然増収の問題もありませんが、増税という点だけに限定しなくても不公平税制の是正で十分である。

この場合の不公平税制の是正というのは、単に狭い意味での租税特別措置の整理合理化だけではなくて、たとえば現在の法人企業課税の比例税の構造自体が、私に言わせるとこれは不公平税制であります。法人企業課税、特に大企業につきましては、その担税力の大きさに応じてやはり軽い累進税率を適用すべきである、そういう形までやらなければ、所得課税の不公平税制の是正はできないのであるとか、あるいは、所得という面だけでは現代的な巨大企業の担税力は把握できません。いかに国税庁ががんばってもこれはむずかしいのでありまして、現代的な所得課税での担税力の把握の限界がございまして、それは結局、財産という形であらわれてきますので、特に土地及び土地の権利、場合によって有価証券などの目に見える表現された財産課税を、特に資本金十億円以上の大企業法人に対して適用していくという、現在の固定資産税とは別に将来は、固定資産税の調整等の関係が出てきますが、とりあえず法人所得課税の合理化の一環として、そういう特定の財産税を法人について導入していく、そこまではしなければ企業の不公平税制の是正はできない。

こういう問題であるとか、あるいは、細かい問題いろいろ申しますと切りがありませんが、私は大企業を、個人企業も同じであります、法人に

つきましては参政権はありませんで、選挙権とか参政権というのは憲法上主権者だけしか持つてない固有の主権的な権利でありますので、ですから、現在の法人税法が法人について広く政治献金を認めておりますけれども、そのことを税法上保護しておりますが、ドイツの連邦憲法裁判所の判決では、そういう税制は憲法違反であるという判決も出ておりますけれども、私は憲法論の観点からいいますと、法人に対して政治献金を許容し、まして、それを税法が保護するという形で税収のマイナスをもたらしおる、こういうことも改めていくべきだと思っております。

あるいは、使途不明金等の課税につきまして、もう少し税務調査を厳しくやって適正な課税を行っていく。交際費等の損金算入限度を超える分については、税金を納めれば交際費等は何れ出してもよろしい、その交際費等の実態が使途不明金のものでもあってもよろしいのだ、そういう趣旨の報道もありますけれども、これは現行法の解釈としては誤りでありまして、現行法の解釈としては、使途の明確なものだけについてなお、一定の交際費等の損金算入の規制を行っているわけでありまして、使途不明金は最初から交際費等の損金算入の規制の対象にならないのであります。この辺のこともきちっとやってもよろしい。

最後に二つの問題であります、私が考えておりますのは、地方財政委員会というのは相当權威のあるものでありまして、これは行政委員会的なものとして構成をしていくのですが、そこでやります事は、個別の地方交付税の配分についてあれこれ決定するのではなくて、地方交付税制度の具体的な国全体の観点からの運用基準を科学的なものにする、合理的なものにしていく、そういうことを検討する専門の委員会として考えております。つまり現在の、先ほどから出ております行政項目であるとか単位費用の問題であるとか補正係数の問題、いろいろございまして、あるいは標準団体の問題もありませんが、そういうさまざまな地方交付税制度を現段階におきまして、実態に合うよ

うな形で科学的なものにするにはどうすればよろしいかという問題を常時、国全体の観点から検討研究する専門の委員会をつくる、その委員会の結論を政府としては尊重する、そういう機関であります。

それから、先ほど申しました公開の協議会制度というのは、具体的に地方自治体に幾らの地方交付税額を配分するかを決定する場合に、一定の公開のカンファランス、協議会を設けなさい、そこに住民が参加しまして傍聴してございまして、公開の席上で、おたくの自治体はこういう基準でこれだけのことでは配分いたしますというのを、密室ではなくて公開の席上で、だれでも参加できる席上で決めていく。先ほど申しました地方財政委員会が決定しました基準に基づいて、具体的にそういう協議会でオープンで決定していく、こういうことを申し上げたのであります。

○安藤委員 高寄先生に一つ伺いたいと思うのです。

先ほどのお話の中に、地方交付税の配付基準についての議論が全く行われていないという御指摘がございました。やはりそういう場が必要だと私も思うのですが、どういうような方法でそういう議論をする、あるいは議論の場を設けるというようになことをお考えになっておられるのか、お考えになっておられたらお聞かせいただきたいと思っております。

○高寄参考人 補助金につきましては新聞、国会、それぞれでかなり議論がありますけれども、地方団体につきましては、交付税というのは補助金以上に重要な財源であります。しかも、現在の交付税というものが非常に補助金化しているような実態から見ますと、交付税については議論が非常に少ないのではないかと考えております。

ところが、交付税は先ほど申しましたように、総枠というのが限定されておまして、極端に言えば、府県に有利であれば市町村に不利であるというふうな、相互の損益勘定が相反するものであるから、郡部に有利であれば市部に不利であるとい

うような関係もございまして、何となく自治省の交付税課というものがかなりのインシアチブを持つて配分しているという事です。交付税というのは本来、一般財源でありますけれども、現在のようないしは、補助金でもないし一般財源でもないという状況で、それから巨額の財源が、国の政策に非常に連動性が強くて、住民ニーズの方に傾斜が非常に強いのではないかと、これはすでにこれまで申し上げて言われておる事です。

これをどういうように改めるかということですが、けれども、イギリスで、国と地方との代表が集まりまして、交付税を配分するための協議会をつくっております。これは、決定機能は政府が持っているわけですが、できるだけ公共団体との共同作業の結果配付基準を決めていくということですね。

現在、国は国、地方は地方ということでお互いに調査をしましてやっているわけですが、超過負担の問題がその典型です。国と地方の両方が参加した地方財政に関する委員会、これは既存のものでもいいます。はつきり言いますと、現在の地方財政審議会というものがどの程度活躍しているかという非常に疑問だと思っております。ああいう地方財政審議会を拡充する方向でもかなり効果があると思っております。その事務局を強化していくとか、あるいは現在の地方財政審議会の委員の中に地方六団体の推薦とか、地方六団体の首長の公選ですね、選挙制で入っていく代表者をほうり込むとかですね。これだけの巨額の金が国から地方団体へそれぞれ行くというものが、現在のようないしは、私は非常に疑問だと思っております。これは議論しましても結局、決着はつかないと思っております。少なくともこういう基準のもとで配付したんだというふうな形ということですね、こういう基準はどういう問題点があるのかということをはつきりすべきだと思っております。

極端な例でも言いますと、私なんか地方交付税をいろいろ調べてみますと、たとえば道路につき

ましては道路面積当たりで来ているわけです。公園については、基本的には人口で来ているということですね。そうすると、公園をつくってもつくらなくても一緒だということですね、この交付税の配分基準は、ところが道路は、つくればつくほど交付税財源がふえるということですね。こういうようなことについて余り議論とか要望が起ってこないということ。それから現在、公営住宅がどうしてつくられないかという問題を考えてみますと、公営住宅そのものの建設費の補助とかそういう問題もありますけれども、これは管理費が非常に赤字があくシステムになっております。どうしてかと言いますと、建設費の償還は建物の償還で行くわけですね。ところが、起債の償還は十年とか十五年ですから、その償還額の方だけ赤字があくシステムになっている。これは家賃を上げない以前の問題として、初めからあくシステムになっている。現在、公営住宅を建てても五万とか六万ということになっておりますので頭打ちをさせまして、傾斜料金制に伴う分については国が半分補助しているわけです。国が補助しているというところは同時に、その裏負担というものは国が正式にオーソライズしているわけです。ところが、これが交付税に入っていないということですね。国が補助を認めておりながら交付税に入っていないということ、こういうことは、交付税というのは私はどっちゃんに傾斜すべきだと思うのです。どっちゃんというのは、単純な人口とか所得とかきわめて簡単にわかるもので来るか、もし補正係数とかそういう裏負担をはり込むならば、公園も道路も公営住宅も平等にはり込むべきだということですね。このように交付税というものが、一見きわめて精緻な構造を持っておりましても、その中に非常に政策的な裁量の幅がありまして、実際から言いますと公営住宅なんかは、建てれば建てるほど赤字を生むシステムになっているということですね。こういう維持運営費につきましては交付税で補てんすべきである。

補正係数もはまりましてむずかしいということもありまして、余り議論の対象になってないということですね。そういう議論の対象になってないまま行きますと、現在のニーズから非常に離れていく。それは現在の交付税基準を見ていただきましたらすぐわかるわけでございますけれども、現在文化行政とかなんとかな言われておりますけれども、府県で大体標準、標準というのは百万で済めども、図書館が一つ、博物館が一つ、社会体育施設が一つということですね。市町村では、公民館が八つ、図書館が一つ、体育施設が一つ。現実的には市町村は非常にたくさんつくっております。こういうことは、同じ市町村の標準的な財政支出で、不算入の額があるのは仕方ないとしても、やはりこういう生活関連行政で非常に算入率が不足しているということですね。

こういう実態につきましても、地方六団体の方でも要望書を持っていきましても、特に自分のところの財政に還元されるわけではないですから、そういう問題はお互いに言わない。要するに、総枠がふえるということだけですけれども、やはり内容につきましても、そういう国と地方の合同の機関を設けて、できるだけ公平かつ適正に配置する、しかも交付税が納得のある形で配付されるということが必要ではないかと思ひます。

○安藤委員 古川先生にもまだお尋ねしたかったので、時間が来ましたので、残念ながらこれで終わります。

○中村(弘)委員長代理 次に、部谷孝之君。

○部谷委員 きょうは、御多忙のところ大変ありがとうございます。

私はせっかくお越しをいただきました先生方でございますので、これからお一人一人質問、五人の先生方にお尋ねをしてみたい、時間の都合をいろいろ見ますと、お一人四、五分程度で私がお尋ねいたしますことの御答弁をいただければと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

まず、川西市の伊藤市長さんにお尋ねをいたします。

超過負担の問題につきまして六団体といたしまして、四十九年度から国に対して毎年解消措置の要望を重ねてこられました。国もその対策を漸次講じておるようでございますが、国の解消措置をどういうふうに評価しておられますか。また、超過負担の解消の仕方自体に国と六団体との間に開きがあるような気がいたします。そういうことで、国会における議論におきましても、国と地方の超過負担の見方に違いがあるのではないかと、すれ違いに終わっておるのではないかと、いろいろな議論が多いわけでございますが、国と六団体とが同じ土俵の上に立つて共同で実態調査を行って、解消措置を講じていく必要があると思ひますが、こうした場合につきまして市長さんの御見解をいただきたい、このように思ひわけでございます。

同じく超過負担につきまして、古川先生にお尋ねをいたしたいと思ひます。

自治省が算定いたしました財源不足額は地方の超過負担が考慮されていない、現実には超過負担が存在しておる以上、この財源不足額は実情に沿うものでないというふうな意味の御意見があったと思ひますが、超過負担の解消につきましまして国としてどういう対応をすべきであらうか、その点についてお示しをいただきたいと思ひます。

それから、第三番目に高寄先生にお尋ねをいたします。

さつき先生は建設地方債につきまして、あるいはまた、国の施策が開発型から生活型に変わる中で、現在の交付税制度はこれに際しては、いろいろ御指摘、先ほども公営住宅のランニングコストに例をとって指摘をされたわけでございますが、実は私はことしの二月にエコノミストに所載されております先生の「転換期の公共投資を考えると」という論文を拝見させていただいたのでございます。そこで先生は、「景気対策・地域開発の手段としての公共投資は、それなりの戦略がなければ

ば、有効な手段となりえない」、こういうふうに主張されておられます、私も大変興味を持ったのでございます。

それによりますと、「公共投資の乗数効果は、相対的に低下しつつあることは否定しえない事実である」という指摘をされて、さらに、「公共投資が多様化し、住民ニーズが高次化するにしたがって公共投資の総合評価がなされない限り、経済動向のみならず都市構造・市民生活感との乖離は拡大せざるをえない」というふうに述べておられます。そして、「公共投資の効果が経済的効果のみでなく、非経済、経営、財政効果とひろがるにしたがって、その最適パターンの決定は困難となる。なぜなら時期・地域によって、その効果は異なってくるからで、したがって一概に生産関連がよいとか生活関連がよいとかいえないからである。結局、それぞれの地域にあって公共投資の戦略的要素を十分に配慮し、効果的な投入をなししていくという政策感覚と経営手腕が求められる」というふうな述べておられます。つまり、公共投資を効果あらしめるためには、地域の特性に応じて、地域にとつて最適の体系を生み出して、地域が自主的な投資を行っていくという、そういう体制がつけられなければならないということだと思ひます。

そこで私どもは実は、公共事業関連の補助金を地方に一括して交付し、その使途は自治体の裁量にゆだねるといった、いわゆる第二交付税制度の創設を提唱いたしておるわけでございますが、この制度の創設につきましても、公共投資の有効性という観点から先生はどのように評価していただいているか、これが高寄先生に対するお尋ねでございます。

第四番目に、井手先生にお尋ねをいたします。

財政運営の見直しにつきまして、徹底的な合理化をやった上で増税を考えなければならぬというふうな先ほど述べをいただいたわけでございますが、この点については、かけ声ばかりでさっぱり進展しないというふうな御意見であったと思

うのでございますが、その場合、どういふ形の増税が考えられるのか、先生の御意見をいただきたい、このように思うわけでございます。

最後に、北野先生にお尋ねをいたします。

一般消費税についての御意見につきまして、私も賛成でございます。そして、大衆増税なくして十分な財政運営が可能な状態になくしてはならないことも当然でございます。このために現在、地方自治体におきましてもいろいろと努力が払われておるとは思いますが、財政運営の効率化、合理化、たとえば民間委託の導入などにつきまして徹底的な見直しを行う必要があると思うのでございますが、これらの点につきまして先生のまた御意見をいただきたい、このように思うわけでございます。

以上五点につきまして、それぞれよろしくお願い申し上げます。

○伊藤参考人 いま超過負担の問題について御質問があったわけでございますが、超過負担ということはどういふふうに解釈するか、実際に必要なものに対して国の補助その他の手当が薄い、その差額を超過負担と見るか、実際に必要なものを越えていくとあるというふうに解釈するかというようにところで議論の分かれるところだと思うわけでございます。

現在まで超過負担の解消につきましては、諸先生方の御努力によりまして逐年改良していただいております、市の方としても負担は大幅軽減なっておりますのは事実でございます。その点については厚くお礼申し上げますが、現在なお超過負担の問題として大きく残っておりますのが保育所の問題でございます、特に保育所の運営費につきましては、国と地方との考え方、その数字のはじき方に現在大差が大きいわけでございます。特に運営費の中で大きく数字を左右しますものは人件費でございます、現在の市長会の調査によりますと、一例を申し上げますと、施設の長、保育所の長でございますが、国の基準におきましては大体十四万二千五百円になっておりますが、実

態は一九万三千六百四十五円というのが全国の保育所の統計上の数字ということでございまして、ここでもうすでに五万ぐらゐの差があるわけでございまして。

私の市に例をとりまして恐縮でございますが、私の市におきましても現在、所長の平均年齢四十四・五歳、給与平均が二十万五千七百円という数字でございますが、国の補助基準の最高額は十五万六千円ということで、五万六千円の差がございまして、これは全国的な数字とやはり軌を一にしているわけでございます。その他保育、調理員等につきましても同様な傾向がございまして、一般保育につきましても現在、国の基準が十万一千三百円に對しまして、地方自治体におきましては約十万四千円ということ、これはほぼ似ております。わずかの超過負担でございますが、調理員につきましても相当差がございまして、現在、実態は八万八千四百円というのに対して、実態は十一万一千円ということ、ここにも二万三千円ばかりの差が生じておるわけでございます。こういうふうな人件費の差というのが、保育所の運営費における超過負担の非常に大きな原因になっておるわけでございます。

ところで、地方の人件費が国家公務員の給与水準に対して高いではないか、これはかねてから、ラスパイレズが高いということはやかましく言われておるところでございます、各地方におきましても、この改善につきましては努力はいたしておりますが、職員組合との交渉その他いろいろ問題がございまして、一挙に国家公務員並みに下げるといふこともなかなかむずかしい面もございまして、やはり実態をある程度考えていかなければならないというわけでございます。

給与面におきましていまのように差があります以上、今度は人員の問題についての差がございまして、われわれが調査いたしました百九十七保育所の人数から調べますと、国基準では千三百五十四人になっておりますが、実際に使っているのは千五百七十八人ということで、二百二十四人の人

員の差が出ております。百九十七の保育所において二百二十四人という人員の差でございます、一保育所当たり一・一人の多い人員を使っておる、こういうふうな問題もあるわけでございまして、単価及び人数の差、その相乗効果が超過負担として出てくるということでございまして。

それから建物等につきましても、国の補助のいわゆる基準というものが低い。実際には国の基準では、地方においてはなかなかそういう建設ができない。現在の建設費が非常に高い、土地が高いという経済情勢の中におきましては、現実建設不可能といったような数字が補助基準になっておる、こういう問題もございまして。そういう問題がございまして、主なものには保育所につきましても、人件費を原因とする運営費の超過負担が、いまだに大きく市の財政を圧迫しておる、こういう問題でございまして。

そのほかの問題につきましても、やや超過負担の問題はございまして、逐次改善していただきたので、たとえば学校建設費等におきましては、いま相当実勢単価と補助基準とが近寄ってきておる、こういう情勢になっておまして、その点については感謝いたしております。

いまお尋ねの超過負担の問題について、単に保育所だけを一例に挙げたわけでございますが、すべてこういうふうな実態においての超過負担が生じておるといふことを御説明申し上げます。

○古川参考人 私が申し上げたいと思いましたが、これは、地方財政計画の性格そのものについてでありまして、超過負担の解消措置というものは、あの段階では念頭になかったわけですが、単価差が是正される、あるいは規模は正、新規職員という形で数量差が是正をされるということであれば、その限りで財源不足額は縮小するといふふうに考えます。

ただ、市町村の実態調査をやってみますと、消防費などの算入というものは的確でありますけれども、それ以外の教育費それから福祉関係、これも、生活保護というよりも生活保護を除く福祉関

係ですが、行政費、それから総務費関係、そういうところに過小算定という実態がほぼ共通して見られるといふふうに考えるわけでして、その点恐らく、数量差の問題がウェイトとしては一番大きいのではないかと考えますが、三つの面から財源不足額の算定についても検討を行う必要があるのではないかと、一番申し上げたかったことであります。

○高寄参考人 時間が限られておるようなので、国の建設投資の補助金を一括してプールして、第二交付税のようなものをつくってはどうか。これはかつて、義務教育国庫負担とかそういうのが交付税に入っておりました。ところが、どうも地方団体がその趣旨どおり使っていないということで、分離した経過がございまして。

この交付税制度の一本以外に現在、補助金でも包括補助金制度、こういうことが非常に叫ばれているわけで、地方団体がそういう公共投資を一括して国からもらって使っている。これは道路とか公営住宅とか義務教育とか、きわめて通例的に行う補助金というものはむしろ、交付税と同じようにに精算方式のような形でプールして使っていく方が非常に有効ではないかと思ひます。

それはどうしてかと言いますと、国の補助の認事が各事業ごとにテンギが違ふということがございまして、これは宅地造成なんかがあった場合に非常に極端にあらわれるわけで、それからあと一つは、個別投資を強いられるということ、これはコミュニティセンターのようなものは、厚生省でもらうてくれれば厚生省のをつくらなければいけませんし、建設省の関係では建設省でもらってきたのをつくらなければいけません、こういう二重三重の投資を、現実的には地方団体も縦割りであるので強いられるということ、それから、会計監査その他におきましても非常に複雑であるといふこと。

全般的に感じられることは、かつては公共投資というのは道路とか港湾中心であったわけですから、わりかた単純であったわけ、ところが、

だんだんきめ細くなってきた場合に私は、公共団体そのものが計画性を持って公共投資をしているかという点、余り計画性はないのではないかといいことです。計画性の一つを崩しているのがこのような統制の補助金制度でありまして、道路とか公営住宅とかというのはわかりかた市町村が、その公共投資の実績に基づいて精算金方式のようなことでプールしてもらうということでも、十分いただけるのではないかといいことです。こういう問題は地方団体の方で、五年単位くらいの事業計画を示して、それに合致すれば、第二交付税のような制度をつくって、主たる公共投資はその中で全部精算方式でもらう、時期とか重点とか組み合わせというのはいくら自由にしてもいい。これは、これからの公共投資というのがますます維持費とか、複合的な目的を追求ようになりますと、従来のような個別、単年度承認方式ではきわめて大きなロスが出てくるのではないかと思ひます。

この端的な例なんかは、交通の場合の赤字ですけれども、新しい団地をつくりましたら交通は赤字が発生するように考えられておりますけれども、団地の中に高等学校とか私立の大学をつくれれば赤字ではない。これは反対交通があるということ、これからの公共投資がますますむずかしくなってくるに、かなりの公共団体に裁量権を渡さなければ、建設はできただけでも、後の維持費とか、もっと極端に言いますと、資源エネルギーの損失が非常に大きいということで、そういう意味では、できるだけ裁量権の大きい形で、それは、事後的に何ぼしたかということ、会計検査院が検査すれば済むことでありまして、決して国の補助金とか交付税がむだに使われるケースではないということ、そういう意味で、日常行われている公共投資というのはブルー化して、第二交付税化するというのはきわめていい方法だと考えます。

○井手参考人 増税の方法というお尋ねでございますが、増税といひましても、単純に新しい税を設ける、あるいはまた、既存の税金の税率を上

げるということもございしますけれども、その前に、現在の税制の見直しをする、そうして、それが税制の公平化を図るという角度からの見直しをするという過程において税収が増加する、まず第一にそういう方法をとらなければならぬ、こういうふうな思っております。

たとえば所得税というのを見ますと、これは個人の所得を課税標準といたしております。そうして総合課税の原則になっておるわけでございまして、私なら私という個人が一年間に稼得する所得、いろいろな種類の所得を全部私において総合いたしまして、そうして全体の所得金額を算出して、それに超過累進税率を掛けて税額を算出する、こういうようなことになっておりますけれども、私が一年間にいろいろな種類の収入を獲得するわけでございしますけれども、それが直ちに課税標準になるわけではなくて、それからいろいろの脱漏がございします。その一つは、たとえばよく言われておりますように、利子所得とか配当所得、こういうようなものは総合所得に算入されません、源泉分離課税をする、こういう仕組みになっております。ですから、そういうものが総合所得から脱漏しておる。

それからまた、その他いろいろ今日においては所得控除というようものがございまして、これはそれなりに納税者の税負担力を適正に算定するということから、たとえば基礎控除、扶養控除、配偶者控除というようないろいろの控除がございしますけれども、これだけではございせん。課税最低限度額の構成項目としては、基礎控除、それから配偶者控除、扶養控除、社会保険料控除、こういうことになっておまして、勤労所得者については特に給与所得控除というようものを加えまして課税最低限の額が算出されて、それは税金から漏れることになるわけであります。この課税最低限度額に給与所得控除を加えるということ、私は、私はちょっと異論がございしますけれども、これは別の問題でございしますので、ここには省きまして、そういうものが課税最低限度額の構成項目

になっておりますが、その他に雑損控除とかいろいろの細かい控除がございまして、それはそれなりに何とか課税の公平化を図ろう、納税者の負担能力を適正に測定しようという、好意的な観点からのものが多くというわけでございしますけれども、非常に多くなっておりますね。

ですからそういう収入というか、つまり初めにレベニューという収入があって、それから必要経費を引いてインカム、所得が出て、その所得からいろいろな控除を引くというところからインカムといふ課税所得が出て、そこでやっと税率が掛けられるんですね。だから、レベニューから必要経費を控除してインカムが出て、そのインカム、所得から諸控除を引いてタックスアップリンカムになる、そのときの諸控除が非常に多いわけなんです。そこに脱漏が起って、タックスアップリンカムは非常に少なくなってしまう。それからまた、先ほどの利子所得や配当所得のように、インカムが出るんだけれども、それは総合所得には算入されないということになって、比較的低い比例税率で済むということになって税収が減る。

それでその辺のところを見ますと、税金、超過累進税率を掛ける対象、総合所得というものが非常に少なくなってくるんですね。つまり、タックスイローションというか虫食いというか脱漏が起って、いろいろな収入が多いんだけれども、超過累進税率を掛ける対象はもう何か削り取られて少なくなってしまう。タックスイローションということですね。これをひとつなくすということ、いろいろの所得控除にはもつともなものもありませんけれども、そうでないものがあつて非常に複雑になって、むやみやたらに課税対象からはねのけておる。それをもう一遍取り返していく。つまり、よく言われるコンプリヘンシブ・インカム・タックス、包括的所得税、アメリカあたりで盛んにこういうコンプリヘンシブ・インカム・タックス論というものがあつておるけれども、こういうことももう一遍見直さなければならぬと思ひます。そうするというと税収がふえるの

です。もったいなくもいろいろの税金をかけられるべき所得が課税対象から脱漏してしまつておる、虫食いになっておる。もつと包括的な所得税にして、こういうアメリカなどの議論がわが国においても上陸しまして、このことを主張される学者もおるわけですね。こういうことは考えてみなければならぬわけでありまして、これは一つ税収をふやす方法であると同時に、税制の合理化にも役立つ、こういうふうな思ひます。

それから法人課税でございしますけれども、これは非常に厄介で、わが国の法人課税、国の法人税あるいは地方の法人事業税とか法人住民税というもの、これを総括した実効税率というものは、まだ欧米先進国に比べると若干低いから税率を上げろという御主張が行われておるわけでありまして、ですからそこに法人税を重課する、これは実効税率を上げるということが一つ考えられる。ただ、本当に税金が諸外国と比べて重いのか軽いのかということ、これはまたむずかしいわけでありまして、法人税というのは法人所得課税なんですけれども、その法人所得をどういうふうにして算出するかというところが多少国によって違うわけなんです。単に税率とか実効税率だけじゃなくて、所得そのものをどのようにして算出するか。売り上げから必要経費を引けばいいというんだけれども、そこにいろいろ複雑な要素が介入してあります。国によってかなり違つておるのでありますから、まして、そのところをよく十分に調査して、そうして本当に日本がアメリカやヨーロッパ先進諸国に比べて実効税率がある程度低いということがはっきりすれば、それは税率を引き上げる、そういう可能性が出てくるわけですね。ですから、そういうことをやるについては、よほど勉強をして研究をした上でやらなければならぬけれども、そのところは確かに一つの方法であります。

それからまた、法人税の税率を累進税にして大企業に重課するという点、これは確かに一つの理論であります。ただ、これがまた厄介なことに、法人というものは個人たる株主の集合体なの

かあるいはそういう個人を離れた別個の存在であるかという、法人擬制説とか法人実在説という用語を用いますというとおしかりを受けることもあるかも知れませんが、要するに、法人は個人の集まりである個人と別個の存在であるかという古くして新しい厄介な問題がございます。現在は、シャープ勧告をもとにしておりまして、法人というのは個人の集まりである、個人たる株主の集合体にすぎない、こういうようなことになるという累進税率というのはいささかおかしくなるという論理で、現在来ておるわけでありまして、方によってそれじゃ、そういう法人擬制説的な考え方に立てばそれでいいか、あるいはまた、そういう立場に立てば法人の受け取り配当金は法人税をかけるのでいいかといろんな問題が出てきます。ですから、法人税は非常に厄介な問題でございますが、そういう法人というものはどういふものであるか、あるいは、そういう実在説のあるいは擬制説的といいますが、要するに、法人の性質についてあいまいにしないで、もう少し議論をしなくてはならないのじゃないかと思ひます。

それからもう一つ、資本金何百億、何十億という大法人と、その辺の町工場みたいな小さな法人も法人ですから、そういうものを一緒にしたとしてただ一つの法人税法で課税するというのもおかしいと思ひます。新日鉄とその辺の町工場と、どちらも法人であり株式会社だと言って同じ法人税法を適用するというのもおかしい。ですから、そこはまあ若干は、資本金の大きさによって軽減税率を適用されるという仕組みはすでに入っておりますので、そうすると、いまの仕組みも完全に法人擬制説的ではないわけですから、多少実在説的な要素もやむを得ず取り入れてきておるのだから、そのところはそれだけの必要性というものがあつたわけですから、そこも勘案しまして、小さな法人と大きな法人とを分けた法人税の仕組みというものを考える。そういうような形で、税収がふえるような税の仕組みに何とかそういうようなことも考えられる。非常に重要な問題で、

学問的にも決着がなかなかつかない問題でありまして、けれども、やはりこれも取り組んでいかなければならない、こういうふうな存存に存存しております。それから地方税の方へまいりますと、これはすでに一応除外に去つた形でありまして、これは一般消費税との関連で厄介な問題になるかも知れませんが、少なくとも、事業税の外形標準課税、これは応益原則の立場からいってもよろしい。これは必ずしも増税ということじゃなくて、事業税の本来のあり方。そもそもシャープ勧告では、従来の事業税、所得課税を付加価値税にしろ、これは応益原則的なあれがあつたのですけれども、そういう点からいっても、事業税というものを所得課税から外形標準課税へ転換するということは、国の段階で一般消費税が云々される前に地方の段階において問題になつておつたわけでありまして、考え方、一般消費税ということはいま抜きにして考え、外形標準課税というものは望ましいし、また、それは収入の面からいってもある程度無理なく現在の事業税よりも増収が図られるような仕組みに考えられると思ひます。

それからまた、先ほどお話をいたしましたけれども、固定資産税というものが、これもシャープ勧告で市町村税の中核になつておつた。これがいろいろの事情で非常に伸長率が悪くなつてまいつておりますが、この固定資産税というものをもう一遍生かしていく、そして、市町村税の中核にシャープ勧告のように据えるということが一つ考えられるわけでございます。

時間がございませんで、これくらいにいたしておきます。
○部谷委員 大変申しわけないのですが、私に与えられた時間を少し超過をいたしましたので、北野先生にせつかくお尋ねを申し上げておつたのでございますが、理事会でお互いに取り決めたこととございまして、北野先生につきましては私の方からまた個人的にお話を拝聴させていただきたいと思ひます。よろしくお願いいたします。

○中村(弘)委員長代理 次に、田島衛君。

○田島委員 時間の関係で結論的な方からお伺いをしたいと思ひますが、きょう各参考人から大変貴重な御意見をいただいた肝心の案件の地方交付税法の一部を改正する法律案についてでありますけれども、もちろんこれについては、税率を上げるべきだとか、交付税法そのものの制度を抜本的に見直すべきだとか、地方税財政制度を抜本的に考え直さなければいかぬというようなこと、あるいは基準財政需要額の算定の方法に問題があるとか、いろいろあるだろうと思ひますけれども、それはともかくとして結論的に、大した改正じゃありませんけれども、今度の改正案そのものはまあまあやらないよりやつた方がよろしいという御意見か、それともこんな改正ならばやらない方がよろしいという御意見か、その点だけ一言ずつで各先生方にお願ひしたいと思います。

○伊藤参考人 今度の交付税法改正であります。朝からいろいろと御意見が出ておりますように、現在の国並びに地方の財政事情は、国も非常に赤字でございます。地方ももちろん赤字でございます。その中で理論的には、交付税率をアップし、対象税目を広げるといふことはわれわれの理想ではございますが、いつまでも理想を議論しておつても現実には即さない問題でございます。われわれは一日も早く事業をやつていかなければならぬという現実を直視しておるわけでございまして、そういう情勢の中におきましては、今度の法改正は、ベストではないけれどもわれわれとしては賛成するというのが結論でございます。

○井手参考人 先ほどからいろいろ文句をつけましたけれども、現時点におきまして拝見いたしました、国と地方といろいろ御折衝になつて、基本的な抜本的な仕組みを要するといふことを抜きにして考えますと、かなり良心的なといふことが努力を尽くされた、こういうふうには思つております。

ですから、現時点においてこの改正案というものは、その限りにおきまして結構であり、むしろよくやられたという感じは持っております。
以上でございます。

○北野参考人 一言でお答えしますけれども、私も現段階ではやむを得ない、賛成でございます。なお、一分だけいただきますけれども、先ほど民社党の先生から御質問あつた件ですが、いろいろ申し上げたいことはありますけれども、結論的には、労働組合の問題、自治体労働者の問題もございまして、その問題を解決しながら、民間委託の方が安上がりであるということであれば、私もそういう方向に向かつて話し合ひで進んでいきたいと思つております。

○高橋参考人 現在のような特例措置はした方がいいかしない方がいいか、これはした方がいいというところで、基本的には、実質的には制度の改正に匹敵する財源移譲があつたと思ひますけれども、制度的に見たときにこれを制度の改正と言ふわけにはいかないといふことでございまして。
○古川参考人 ただいまの御質問そのものについては私は何とお答えできない。ただ、形式的な財源不足額を圧縮すべく最大限の努力が払われたかどうかという点には非常に疑問が残る。たとえは六千二百億の繰越金は財源不足額を解消するために使うといふような議論があつてしかるべきではなかつたか、あるいは、投資的経費にかかわる各種補正の圧縮等も検討されるべきではなかつたかといふふうに、課題が残つておるということを申し上げたいと思ひます。

○田島委員 質問がだんだん逆になつてきて恐縮でありますけれども、さてそこで、先ほど来の参考人の大変貴重な御意見と、いまの結論的な、まことに愚問に類する質問だつたと思ひますけれども、それに対するお答えと双方かみ合せて、やらぬよりはやつた方がいい、だけれども、これでは抜本的な改善にはならぬといふことにおいては各参考人の方々同じような基本のお考えだと思ひます。

〔中村(弘)委員長代理退席、委員長着席〕

そこで、このような改正では本場の地方財政の健全化のための措置にもならぬし、それから、地方交付税法の制度そのものの存在の意義にもならないという理由の主たるもの、それを地方自治の本旨ととらえてよろしいかどうか。その点で、よろしいという方はいいのですけれども、違うぞという方はひとつ何かお答えをいただきたいと思ひます。——ないようでありますので、それは地方自治の本旨に基づいてだ、こういうことだと理解をさせていただきます。

そこで、その地方自治の本旨とは一体何を一番根幹に考えるべきものなのか。この点、大變むずかしい問題でありまして、憲法にも地方自治の本旨をうたっている。地方自治法にももちろんうたっている。あらゆる地方自治に関連する法令の中には地方自治の本旨という言葉は出てくるのですけれども、しからば、その地方自治の本旨とは何ぞやということについてはどこにも定義がない。これが大変混乱のもとになるわけですが、せつかくの貴重な御意見を賜れる機会ですから、地方交付税法そのものの目的の中にも地方自治の本旨、こうあるわけですね、そういう点からして地方自治の本旨について、できれば特にこの地方交付税法制度に関連しての地方自治の本旨とはこういう点でとらえるべきであろうという御意見を、短い言葉でひとつお教えをいただければまことにありがたいと思ひます。

○伊藤参考人 原則的には私は地方自治の本来のあり方というものは、地方行政はその地方税源で賄うべきだということを理想であると考えておりますが、しかし現在、行財政制度は決してそういう形になっておられない、非常にゆがめられた形である。ですからわれわれとしては、あくまで地方税源の充実と地方財政の充実ということをまずどの要望にも第一に掲げてお願ひしているわけでございます。交付税というものが従来、そういう調整の役目というところでとられてはおりますが、原則的には、地方税源をあくまで充実してそれで賄うということが原則であると思ひます。

○北野参考人 私は法律の専門でありますので、憲法九十二條の地方自治の本旨ですが、この問題に限定して申しますと、要するに一口に申しますと、地域社会の住民の豊かな生存を保障することが地方自治の本旨でありまして、これは國が關ではできないのであります。地域社会の自治体を中心になつてやらざるを得ない。みんな東京のまねをしてはいけませんのであります。その地域社会特有の豊かな創造的な文化的環境、生存環境をつくっていくという、これが地方自治の本旨であります。ですからそのためには、いま川西市長がおっしゃったように、自治体独自のひもつきじゃない財源を与える。そういう観点から申しますと、地方交付税というのは、たてまえば一般財源でありますけれども、實質的にはひもつきの特定財源化しておるといふ、この辺をきつと改めないといけませんし、いろいろ問題があらまうが、いづれにしましても、その地域社会の住民の意見を反映できるようにする、そういう場、その社会特有の豊かな生存を保障する環境をつくっていく、こういうことだと思ひます。

○高寄参考人 地方自治の本旨というのは、非常にむずかしいですけれども、地方財政全般について言えることは、地方団体は政策決定とか地方財政の根幹的な決定事項に参加権を持っていないという事です。これは地方自治法における住民自治の觀念で地方自治体と住民との關係からとらえますと、國の政策決定に地方六団体はほとんど關与してないわけでございます。交付税において地方自治の本旨という点から言ふと、もう少し地方六団体の参加権があつてしかるべきだと思います。

○田島委員 大變ありがたい御意見をいろいろいただいております。そこで、府県としての不交付団体は東京都一つなんです。基準財政収入額と基準財政需要額との計算から黒字になるということで、東京都は不交付団体に指定されている。だけれども、その東京都がこのところ毎年引き続いて、赤字財政で苦しんでいて、これもまた天下周知の事実なんです。そこらところからすると、基準財政需要額の算定の方法そのものに問題があるだろうと思ひます。それから、不交付団体イコール富裕団体という考え方を持たれ、富裕団体だということによつて幾つかの、厳密に言ふと三つですけれども、減額的な財政調整を受けている。これは東京都にとっては大変不幸なことなんです。だからといって東京都が交付団体になつたら、もはや地方財政制度、それから地方交付税制度も本場に根本的に見直されなければならなくなつてしまふと思ひます。

そこで、基準財政需要額の算定の方法、必ずしも妥当ではないと思ひけれども、北野先生の御意見はいいが、短かくお答えをお願いいたします。

○北野参考人 一分でお答えしますが、これは非常にむずかしい問題でありまして、御承知だと思いますが、東京都の新財源構想研究会から車新都政最後のレポートが出ております。それには御指摘のとおり、東京都は赤字団体ではないのだ、適正な基準財政需要額等の算定が自治省で行われておれば東京都はむしろ黒字である、つまり、交付税をもらふべき団体であつても、もろえば東京都は赤字ではない、つまり、美濃部さんは決して失敗した行政はやっていないのだというような説明がなされておるのです。私もいろいろ調べてみますと、國の地方交付税の運用の段階で、特に補正係数などにつきまして、官僚の主観的な裁量的な運用が行われておるといふことをよく聞いております。その辺からもちつとやる必要がありま

す。そこで一般的には、基準財政需要額等の算定基準を科学化すると同時に、それを保障するため、適正手続の考え方を生かす形で協議会方式などをつくつてほしい、手続の面からコントロールを加えるべきだということを申し上げたわけなんです。

○田島委員 不交付団体イコール富裕団体だと思ひます。不交付団体は間違ひだと思ひますが、これについて

で高寄先生お願いいたします。

○高寄参考人 不交付団体が富裕団体であるといふのは私は誤りであると思ひます。むしろ交付団体の方が實質的には富裕である。特に人口急増市のように、交付税全般が土地に対しての評価とか算入が非常に高いということです。そういうことです。ですから、郡部の人口変動のない市町村と比べておりましたら、實質的な過不足は人口急増市の方にはるかに大きいと思ひます。だから、これはあくまで國の判断の基準でありまして、仮に地方自治体が算定すれば逆の結果があらわれてくる可能性も十分あると思ひます。

○田島委員 そこでまたもとへ戻りまして、現在の地方交付税法でありますけれども、今度の改正案は、わからぬというお一人の先生を除いては、現状ではやらないよりやつた方がよろしいという御意見だつたと思ひますけれども、だからといってそれでいいということじゃなくて、できるならばもっと抜本的な改善をすべきだ、こういうことではあります。

そこで、その改善の方法を各先生から、これなら理屈じゃなくてやればできるはずだと思ひます。たとえば税率をこのくらい上げられるはずだ、あるいは交付税法そのものの制度をこういふふうに変えてしまふ、税の配分をこうせよとか、私が自治大臣だつたらこれをやるという御意見がありましたら、ぜひお聞かせをいただきたいと思ひます。

○伊藤参考人 抜本的な改正ということになれば私の意見としましては、ずばり申し上げて大型新税の創設でございます。これは一般消費税とすることを否定いたしません。そういうものも含めてそういう税制が新設されない限り、いつまでもこのやうな暫定的な、後追的な措置でいかなければならぬし、最後には財政の破綻を来すであらう、かように考えるわけなんです。

○古川参考人 私は現在の財源不足額を一挙に解決することは非常にむずかしいのではないかと、つまり、大型増税をやりますと数字的には合うわけ

ですが、そのような大型増税が現在のよう政治的反対が許される議会制民主主義のもとで、非常に強権的なやり方を伴わない限りとうてい——それでもとれるかどうかかわからないくらい巨額の数字ではないかと思ひます。ですから財源不足額は、地方財政計画をベースにしてどのような形をとるにしろ、一定の年限を置いてゼロに落としていくという方策を考えなくてはいかぬ。五十五年度の場合には繰越財源で六千二百億削ったわけですが、五十六年度以降はこれは期待できないであろう。ということになりますと、一つは増税措置、これは先ほど出しました固定資産税の引き上げが一つ考えられると思ひますが、これとても金額的には恐らく千億円の数字を積み重ねていくという形になっていくだろうと思ひます。そうしますとあとは需要額、特に投資的経費において現在行っております事業費補正、投資補正、ここに手をつけなければいかぬと思ひます。こういうふうな政策的に誘導して自治体に仕事をさせながら、財政危機の状況を放置するというそういう姿であると思ひますので、ここを断ち切ることにによって何とかして経費節減のための政策的な歯止めをかける、そういうことが地方財政の中にできなければいかぬ。この点は、国の財政危機との関連でもそうでなければ、大型増税を掲げるといふことは、数字は合うわけですが、それは恐らく不可能であるというふうに考えるわけです。

○井手参考人 簡単に申し上げますと、一番基本的なことは、やはり国も地方も減量経営だと思ひます。その口では言われておりますけれども、これが行われていないわけです。ゼロベース予算主義あるいはサンセット方式と言われておりますけれども、なかなか行われません。これはこの際思い切つて、特に地方自治体もまだまだ肥大化しておると思ひますので、徹底的な減量経営を行う、これが第一前提だろう、こういうふうな思ひております。

○北野参考人 やるべきことはいっぱいありますけれども、私は税金の方の専門でありますので一つだけ申し上げますと、これはすぐできるのですが、ただ政治的決断力の問題でありますけれども、国税、地方税を通じて不公平な税制、特に租税特別措置を全部廃止する。廃止しますと、自然に国の方も税金がふえてきますし、自治体の方もふえてきますし、国の方の税金がふえますと地方交付税も自動的にふえてくる。それから国税である法人税、所得税がふえますと、自動的に事業税、住民税もふえていくというこういう構造になっております。

それから地方税固有の問題としては、これは市長みずからできることでありますけれども、利子配当などの優遇措置というのは、私が十数年前に京都の裁判所に出しました鑑定書によりますと、あの当時ですでに科学的な合理性がありませんし、憲法上の合理性がないということ、当時の利子配当の優遇措置自体が憲法十四条等に違反し無効であるという、そういう議論が法律上は可能でありますので、市長は公務員であります、憲法に従う義務がありますので、仮に違憲の疑いのある租税優遇措置を適用しなかつた場合に、幾らの住民税等を課税すべきであるかということ計算されて、これは郵便代二十円あるいは五十円ですらありますので、それで徴税令書を発表されました課税処分を行えばよろしいという、違憲の疑いのある租税特別措置を適用しなかつた場合にどうなるかという、そういう形からまぜひおやりいただきたいと思ひますし、事業税の外形標準課税であるとか大企業の固定資産税を累進課税するとか、あるいは不動産会社が持つておりますような土地などの固定資産税をもっと上げるとかいう形で応分の負担のかけ方を固定資産税にも導入するとか、やるべきことはいっぱいあるものであります。それをやりやすく簡単にできるのであります。

先ほど出ておりますように、府県段階では不交付団体は東京都だけである、東京都も実態は交付団体であるべきだというふうに美濃部都政のレポートは言っておりますけれども、これは国が取り過ぎておるのです。ですから、もはや財政調整制度ではなくなっております、たった一つの都だけが不交付団体であるとなりますと財政調整じゃありませんから、もう日本の財政制度はまさに虚構のものであります、この辺の構造を改めないといけないので、国がたくさん取り過ぎた分を自治体独自の財源として自治体に渡すような税制の再編成をやるべきであらうと思ひます。

○高野参考人 地方財政の再建のために抜本的な改正がもちろん必要であると思ひますけれども、そういうことは政治的とか行政的には期待しがたい現実面があると思ひます。交付税に限れば、現時点で五割でも六割でも上げて、それで一応国と地方は決着をつけるべきだと私は思ひます。そういうことで、あとは地方自治体の課税自主権とか条例制定権を大幅に認めるべきだと思ひます。

アメリカではいま人口制限条例というものが憲法上争われておりますけれども、そのように地方自治体がかかり自由になれば、ある程度地方財政とか行政の解決の道があると思ひます。それは財源があれば私は解決できる問題ではないと思ひます。人口なんかでも何ぼでも入ってきて、それに対して公共団体が整備を義務づけられるというようでは、財源を何ぼ与えられても現実的には用地取得がむずかしいというようなこともございまして、そういう面から見ますと、一般的な税制とか国税でして、あとはやはり地方自治体の裁量に任ざるを得ないと思ひます。ですから、固定資産税とか電気ガス税というようなものの非課税も全部一応撤廃しまして、それは地方自治体の裁量で行うべきだと思ひます。ましてや東京都の事業税一・二に対してを一・一、いわゆる二〇%の超過課税を一〇%にしておりますけれども、ああいうことをしております、東京都へますます法人が集中するということになりますので、国土の均衡ある発展のためとかそういう地域対策を考えますと、やはりある程度のところで国

と地方とは手を打つて、それ以上は地方自治体の自前で解決せよ、そういう姿勢が必要ではないかと思ひます。

○田島委員 どうもありがとうございます。

○塩谷委員長 これにて参考人に対する質疑は終了いたしました。

参考人の方々は、御多忙のところ御出席をいただき、貴重な御意見をお述べいただきまして、まことにありがとうございます。委員会を代表して厚くお礼申し上げます。

次回は、明日午前十時より委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後三時四十七分散会